

手當可致旨御自分方にも可相達旨酒井若狹守殿被仰渡候右
 の趣厚く被相心得本道は勿論間道に至るまで無手被殿重に
 手當方被申付聊も胡亂の者候は、早速差押へ早々可被申聞
 候尤自分共支配國々内外最寄にて異變有之候ハ、此又可被
 申聞候仍て別紙人相書一通相達申候以上 三月廿六日
 猶々舟場井上示の儀右精々手當方可被成候尤場所の儀ハ
 都て右引受よ可被心得委細の儀ハ組々の者ハ手代共被差
 出委細可被問合候以上
 人相書

水戸殿家來足輕と唱 黒澤角助事 三次郎
 年四十歳計背中太り肉色黒く平面發有之髪常體生國訛り
 右同斷 作治事 次三郎
 年三十歳計背少一高く瘦肉色黒く顔長く其外常體生國訛

右兩人木綿藍島綿入着用

右同斷 大貫多助事 三郎治
 年三十歳計背低く瘦肉顔平面薄發有之髪常體
 右木綿荒茶島綿入着用

閏三月四日金子孫次郎等京都所司代より護送江戸に達し左に
 預とある

稲葉伊豫守に預 金子孫次郎
 田村盤次郎に預 佐藤鐵三郎

水戸殿家來 金子孫次郎
 右の者迷吟味候處外其に被爲對候御處置振等品々申唱重き
 御役人及亂妨手筈等同志の者へ及障置其身ハ存合の筋有
 之候逆同藩清劔四男佐藤鐵三郎を召連松平修理大夫家來有

百二十六
村雄助俱々身分を偽上京可致仕成候段不恐公儀仕方不届
付死罪申付之一

水戸殿家來藤助伯父
先達出奔致候
岡部三十郎

右の者遂吟味候處先達て出奔致候身分にて外夷に被對候御
處置振等品々申唱へ同藩關新兵衛其外の者共重き御役人登
城の節御場所柄をも不憚亂妨殊に新兵衛一同其場を逃去水
戸殿領内へ立戻り潜居罷在候段假令其節刀拔立騒ぎ候儀ハ
無之候共右始末不恐公儀仕方不届付死罪申付之一

水戸殿家來
黑澤忠三郎
大關和七郎
森五六郎
杉山翔一郎
(各通)

以下幕府送交
及諸家届書等

外夷に被對候處置振等品々申唱節々申合國許出奔致剩多
人數徒黨を結び重き御役人登城の節御場所柄をも不憚及亂
妨候始末公儀を不恐致方不届至極付死罪申付もの也

蓮田市五郎
森山繁之介

文久元年七月二十六日

井伊掃部頭記名を以て幕府へ届書

今朝登城掛外櫻田松平大隅守門前より上杉彈正大彌辻番の
間よて狼籍者鐵炮打掛凡二十八人餘り拔連れ駕籠を目懸け切
込候付供方の者共致防戰狼籍者一人討留其餘手負深手等
爲負候付悉逃去申候拙者義捕押方等致指揮候處致怪我候
付一先致歸宅候尤供方初め即死手負の者別紙の通御座
候此段御届申遠候 三月三日

第五章 諸士進退 軍機文書

即日御小納戸頭取鹽谷豐後守を使者として井伊掃部頭に遣は
さる

掃部頭痛所爲御尋八參十五斤被遺之
松平大隅守家來大賀爲綱より届書

唯今大隅守門前に於て何者共不知抜身を以て何方之供に候
哉中へ切掛け候様子怪我人も餘程有之候哉に窓下風開も有
之候右股引着用人體の者倒れ相見候怪我人等は其供方之
内にて連歸候哉相見不申候追て書面御届可申候得共先づ此
段不取敢申上候以上 三月三日

遠藤但馬守家來宮本七左衛門届書

龍の口但馬守殿組合番所廻り場内にて今三日五ツ半時過
侍体の男喉を突切自害致候右之首を持罷出候旨辻番へ申出
候に付早速掛りの者爲見届候處無相違御座候主人名前承り

候處松平修理大夫家來の由言舌確と相分り不申候依之手當
致置候此段不取敢御届申上候以上 三月三日

日比谷門番片桐石見守家來佐々田甚左衛門伺書
今朝五ツ半時過御門怪敷体の者六七人通り掛り候ふ付番人
差止に出候處欠出し候に付猶人數差出候得共手廻り兼附行
候處馬場先御門懸り候間夫より脇阪様に罷出候間届引取
申候其節出張番所二間先に血付候木綿合羽一捨有之候間如
何可仕候哉此段御届功奉伺候以上 三月三日

井雅樂頭家來宮地嘉兵衛伺書
龍の口酒井雅樂頭拜領屋敷辻番等廻り場所へ今三日五時半
時過年齡廿七八歳位の侍体の者馬乗袴を着大小共鞘計指咽
喉に疵有之相果候脇に大小中身落有之候旨辻番々八申出候
早速役人共見届無相違御座候に付其儘番人付置申候右届候

如何可致哉此段奉伺候以上 三月三日

松平相模守家來山本三七郎届書

八代洲河岸相模守一手持辻番所に今朝五ツ半時異形の体にて拔身を持七人計罷通候者有之差當追掛候内早々辰の口の方引去雪中にて行方不相知候旨辻番共より申出候に付此

段御届申上候以上 三月三日

松平大膳大夫家來井上平左衛門届書

今朝五ツ半時侍体の者七八人刀を抜持かけ通り候を見受候得共折節大雪にて見兼候に付追掛押へ可申と存罷在候内日比谷の方にはかけ抜候に付此段御届申上候以上 三月三日

織田兵部大輔家來熊井半四郎届書

八代洲河岸織田兵部少輔辻番所廻り堀之内侍体の者手疵請相果申居候此段御届申上候以上 三月三日

土井大炊頭家來遠山十兵衛届書

八代洲河岸大炊頭一手持辻番所今朝五ツ時頃異形の体にて拔身拾人程相懸候者有之付指留可申と辻番人共罷出候内よ早足にて龍の口方へ行走り雪中故行方は見失ひ申候持場の内へ捨候品左之通り

一黒大織頭巾 壹 一羽織 壹 但程は前黄海氣

一紫縮緬三尺帶 壹 一真田紐 壹

一花色木綿袴羽織 壹 但取八丈

右之品血に染み捨有之候も付申出候間早速見分之上其品へ封付置辻番所へ入置申候此段御届申上候也 三月三日

上杉彈正大弼家來矢島藤馬届書

上杉彈正大弼外櫻田居屋敷辻番人申出候者今朝五ツ時比井

伊掃部頭様御登城と見受居候處松平大隅守様御屋敷前にて

何者共不知七八人右行列へ拔又よて切込候様子相見え候得
 共大勢の人立切合の音のみよて確と様子は相知れ不申其節
 黒羽織袴にて股立をとり手疵負の者一人番所前へ走り來り
 候よ付様子相尋候得共一言の答も無之黒緋紗之柄袋を取捨
 直様拔身よて右場所へ驛出申候無間馬乗袴を裾に取白襟を
 掛け候者拔身にて六七人日比谷御門方へ立去り候段届出候
 右は持場外よて候得共不容易驛動且前段之通柄袋をも打捨
 置候に付此段不取敢御届申上候以上 三月三日
 馬場先門番戸田七之助家來生沼藏人より届書
 今朝五ツ時比當御門御橋の方より疵請候侍体之者四五人西
 番所へ罷越内藤紀伊守様へ致家内吳候様にと申聞候然る處
 御役人様方は登城下座中に付下陳の方へ相下け置様子可承
 の心得にて少々相下様子申聞け候處共儘出奔當御門外欠出

候間述追欠候得共何方へ參候哉相分不申候得共此段御届申
 上候以上 三月三日

松平大隅守より届書

家來の者より不取敢御届申上置候通り今朝五ツ時比私屋敷
 表門より東の方上杉彈正大彌辻當所之手前迄往來よて喧嘩
 有之様子にて手負痴人等も有之趣に付家來の者差出候處井
 伊掃部頭殿御供方の者の由にて早速御同入方へ引取申候相
 手の者は何方へ歟逃去申候趣よ御座候此段御届申上候以上

三月三日

幕府より大目付并目附町奉行勘定奉行に達書

今朝於外櫻田水戸殿家來亂妨及候よ付水戸殿三屋敷怪敷
 体の者出入有無等何れも組支配向々之者晝夜相廻り殿重心
 附候様可被致候尤水戸街道よ多人數罷在候哉之趣に有之候

間若出府致候様の模様には候は、其段月番の老中へ早々申越
仕宜次第召捕候様可被致候事 三月三日 (奉行八日)

松平肥後守家来堀七太夫より町奉行に出せし書
今朝何者に御座候哉外櫻田邊にて不通非常之儀御座候哉
之趣傳承仕候右風聞之儀にて取留候事には無御座候得共人
數差出何れの御場所成共相固可申哉此段各様迄御内々御問
合申候以上 三月三日

此度掃部頭殿不慮之儀有之候に付ては重臣共未々迄も心配
致候由相聞尤之筋にては候得共万々一御家動搖致候様の儀
有之候ては以の外の事も付諸事公儀の御所置も任せ右様の
儀無之様可被致候跡々之事も思召も被爲在候儀も付末々よ
至迄一同安心致し罷在候様家来呼出可達候事 三月三日

府より井伊家重役を老中役宅に呼出し達書
此度掃部頭殿不慮之儀有之候に付ては重臣共未々迄も心配
致候由相聞尤之筋にては候得共万々一御家動搖致候様の儀
有之候ては以の外の事も付諸事公儀の御所置も任せ右様の
儀無之様可被致候跡々之事も思召も被爲在候儀も付末々よ
至迄一同安心致し罷在候様家来呼出可達候事 三月三日

松平伊豆守松平伯耆守兩留守居より堤彌左衛門より出せる書
土巳御祝儀御登城有之御大老掃部頭様御老中様方御側御用
人水野出羽守様御勝手へ當日御祝儀爲御使者可罷出掃部頭
様へ可被越と外櫻田御門を出候處松平大隅守様表御門手前
御堀端より手負人六人倒れ居其側より拔身を携手負兩人罷在候
よ付通掛け立止り及見候處右手負六人何れも深手よて面部
被刺取五本の指所々よばらばらよ被切取深手よて即死内一
人は未た息有之各御供方之様子内一人股引桐油よて即死是
の御供方外之者と見請申候何れも雪中血に染り倒れ居其所
よ拔身携居候兩人も面部半分つゝ被刺取外六人手負人之内
一人存命の者乍手負切腹可致候様子之處兩人にて引起し背負
行候よ付近邊よて様子承り候處御大老掃部頭様御登城懸け
何者共不知二十人計り理不盡よ参り御駕籠へ切掛け彦根様

御怪我有之趣御駕籠脇之者取ひ餘程手負即死等有之由其頃
 查根様御駕籠御居屋敷御門へ御引戻り候跡有之右よ付御
 同所様御勝手へ當日御祝儀見合引取申候尤今日日和田倉
 内櫻田邊より下乗内よ相成候よ付行掛け同所にて下乗歩行
 にて罷越駕籠之者等ハ馬場先御門際よ置同所迄歸り來
 候處只今四人拔身を携内一人羽織様の物へ首一つ包み右御
 門を出候由に付てハ確とハ不相知候得共若哉大將の御首に
 てハ無之哉杯と噂専らに有之候右及亂妨候者共其場より夫
 々逃行候由賊に御國の大變奉對公儀恐入候次第言語同斷之
 儀に御座候又歸宅之上承り候處辰の口脇坂様御門の邊八代
 洲河岸増山様御屋敷に手負人倒居或ハ辰の口遠藤様辻番所
 へ一人引上り居又ハ細川様へ三四人罷越願の筋有之趣にて
 如何様の始末柄よ御座候哉難相分先つ多分水戸殿浪人者に

も可有之杯との風聞に御座候右に付御城より御沙汰有之殿
 様御退出前御近習居合候もの不殘無何度下乗迄罷越御跡に
 付御歸夕七時半時過賊に前代未聞の儀猶此上如何様の儀出
 來可仕も難計と奉恐入候
 水戸家々來より恭府に届書

森 五六郎 大關和七郎 森山繁之介 杉山彌一郎
 右の者共其外同家來の由十五六人同道今朝外櫻田御門前に
 て井伊掃部頭殿供方の者と及刃傷同道人の内即死怪我人も
 出來候由就てハ前番四人の者ハ細川越中守屋敷へ罷越其節
 の始末申述御法の通取扱に相成候様申出候由にて右屋敷よ
 り使を以て申入有之其餘同道の者ハ何れハ離散致し候哉行
 衛不相知趣相聞候處右の者共ハ兼て不相濟次第有之旨爲對
 公儀恐入候儀と中納言殿殊の外心配被致取締方下知被致候

へ共一同承伏不致去月廿八日の始末に及程の儀其儘元立
去尋中の者に有之候御場所柄を不辨不
極に付於公儀御大法の通御取扱御座候様被
御府内立入候儀難計早速手配方殿重相達幾重にも探
召捕候上よて早速御届取計可申猶亦於公邊も御手
様被致度此段旁及御達候様被申付候
伊井家々老岡本半助同道人相馬車人より幕府用番に出したる
書

掃部頭昨日登城の節於途中狼藉者御座候處右の者共水戸様
松平修理大夫様御家來の趣相聞掃部頭も手負申候程の儀に
御座候間昨夕別て御達も御座候得共何分家來の者共其儘暫
時も難罷在御取押に相成候者を御渡に相成候様一同歎願仕
候間何卒御憐察被成下願の通被仰付候様仕度此段奉願候以

上 三月四日

附札 書面之趣者難引渡筋に候事

松平修理大夫家來西筑右衛門より届書

松平修理大夫家來 有村 雄助

右の者今朝より致出門候處今以罷歸不申候右ハ昨日遠藤但
馬守様御組合辻番所廻り堀の内相果居候元家來有村治左
衛門と申者の兄に御座候間此段御届申上候以上 三月四日
大目附并に目附に達し
御曲輪内屋敷の儀ハ非常の手當格別心掛手厚く可有候得共
已來別て手厚く用意致し置萬一異變を生候節ハ早々人数差
出し候様手筈可申付置候右の趣向々々可相達候 三月六日
七日若年寄酒井右京亮上使御用取次藥師寺筑前守差添として
井伊掃部頭遣はさる

其方儀容體如何に候哉尙又爲御尋左之通被下之
百四十二

九日又若年寄遠藤但馬守を上使として
朝鮮人參 十五斤

右掃部頭は病中爲御尋尙又被下之

同日竹橋門清水門半藏門の役人の外通行を禁したり
松平時之助堀田鴻之助に達書

去る三日掃部頭登城掛水戸殿家來及亂妨候に付て此上水
戸表より多人數出府致し候儀も有之候ハ時宜し寄可有沙
汰候間早々人數差出候様に兼て手筈可申付置候事

三月九日
兩傳奏に京都所司代酒井若狹守より届書

去る三日辰の半刻於關東御大老井伊掃部頭殿上已御登城之

節於外櫻田水戸殿家來共凡三十人程短筒等相用ひ及亂妨候
節掃部頭家來共多人數死傷等有之掃部頭も怪我被致候間
年寄共より内々申上候に付最早御承知の事と奉存候得共御
届申上候右に付ては市中端々も迄も精々申付候に付決て彼
是氣遣候儀は無之候間堂上方も必動搖無之平日の通靜體
も勤仕候致候様急度御申上之度存候猶後便相變候儀も申
越候ハ又々可申上候以上 三月八日
以紙札申上候此度變事昨日阿部越前守御兩役限申上置候得
共却て外々より不取留風説等被聞込動搖被致候ては不宜候
間堂上方一同共外一同へも内々實事の處被御示聞候方可然
存候に付本文の次第申上候事 三月九日
老中より松平肥後守に沙汰書
去る三日於外櫻田及亂妨候者有之候處人數相捕置差圖相伺

候段家來共心得宜敷常々手書行届申付方格別宜敷の儀と相
聞一段の事被思召候此段可申聞旨御沙汰候 三月十日
又松平肥後守に達書

同席の面々御人少付此節可致參府旨被仰出候間支度次第
參府可仕旨奉書を以達之
松平大隅守等幕府より認實を蒙りたる書

松平大隅守名代 岩瀬市兵衛

去三日共方屋敷前より重き御役人へ對し多人數及二狼藉候者
有之處人數等も不差出趣相聞心得方等開故の儀不束の事
候此段可申上旨御沙汰候 三月十一日

片桐石見守名代 三浦美作

去三日外櫻田に於て及二狼藉候もの共の内日比谷御門罷通候
節人數差出追欠候由候得共手延の取計勘番家來共心掛不

宜等開の段畢竟常に申付方不行届故の儀と相聞不束の事に
候依之差控被仰付 三月十一日

戸田七之助名代 小倉新左衛門

去三日外櫻田に於て及二狼藉候者共之内馬場先御門西當所へ
罷越候は手負人にも有之早速捕押可申處手延の取計勘番
家來共心得方不行等開の段畢竟常に申付不行届故の事に候
依之差控被仰付

但番士共傾み可罷在候 三月十一日

右の爲め松平大隅守より伺書を出し又片桐石見守戸田七之助
も各處置あり

去三日私居屋敷前より重き御役人へ對し多人數及二狼藉候處
人數等不差出心得方等開不束の段御沙汰之趣奉恐入候依之
差控奉伺候以上

附札 差控 可罷在候

井伊掃部頭より老中に届書

拙者儀痛所痛候も付登城難致此段心得可罷置如此も御座候

三月十一日

再々、井伊掃部頭家來呼出、老中よりの達書

此度不慮の次第家來未々も至るまで如何計殘念も可有之無
此上御心勞被思召候條及副妨候者御大法も有之急度可有御
詮議條萬一家來共堅立候條の儀有之候て天下の動搖も
可及其方家の儀ハ格別の譯柄も有之御役をも相勤め格別精
忠を盡し御爲不二方被相心得候儀兼て御感も被思召候儀も
付家來共も至るまで心得違ひ有間敷候得共萬一疎忽の儀も
有之候てハ家來の者どハ乍申實も不相濟事も候間國家の御
爲もハ難換儀と厚く相心得家來未々も至るまで難忍を相忍

び動搖不致候機幾重も相慎み御下知相待候機被仰付候事

三月十四日

十三日英國公使より老中安藤對馬守に贈るの書

余本月二十四日の朝セーエヤセルレンシ御大老井伊掃
部頭武器を帶したる一隊の者も暴襲され且創傷を被られた
りと聞て大に痛めり余懇切に台下よ左件を願ふ右不幸事件
も付て切に深く痛心せる情を報告せらるれば幸なり余醫學
を心得又外科の實驗あり御大老も余が醫術を其手當も供へ
余をして何時もても之か爲も側も至らしめんと欲せば余も
於て満足せり台下又是を余も書送られん事を願ふ恐惶敬白
日本在留ハリーリマニヤマイーシナイトの特派公使兼
全權ニストルリスセルホルトアールコック

對馬守より左の回答も及ひたり

貴國三月二十九日第三十三號の書翰落手せり今般井伊掃部
頭登城掛不慮の禍に罹り其許にても深く悲歎せらるゝ由見
舞被申越且療養等に付てハ格別懇篤の情を表せらるゝ趣厚
く忝く存すれども公事にあらざりて其許を煩さん事憚りあ
れば來訪の儀ハ堅く断に及度されど心を用ひらるゝの深切
なるハ掃部頭にも深く謝する所也此段答書如此候拜具謹言

安政七年申三月

三月十五日京都所司代酒井若狹守より松平伯耆守内藤紀伊守
等々來翰

松平修理大夫家來有村雄介と申すもの去る□日其御地致出
奔東海道筋相登候趣にて松平修理大夫追手の者四日市驛に
て追付召捕候節水戸殿家來同道のもの兩人有之右も一同召
捕伏見表修理大夫屋敷迄連越水戸殿家來兩人同所屋敷に指

置當屋敷留守居のものに引渡可申との掛合有之哉の趣一
昨十三日風聞有之に付早速當地町奉行に心得申渡大阪表の
儀ハ松平豐前守に手書方等申遣伏見町奉行林肥後守右風聞
有之候間承札無相違候ハ同所御役所は爲指し殿直に召捕
置候様申渡則肥後守方にて同所屋敷家來のもの呼出相札候
處右風聞の通相違無之候得共右雄介儀ハ去る十二日直に薩
州に指下し水戸殿家來ハ名前金子捨四郎佐藤鐵三郎と申も
の、由にて伏見表屋敷に指置候旨申立候て右兩人ハ早速伏
見奉行御役所は爲差出大切に取圍置雄介儀ハ薩州に早々申
遣引戻同所御役所は差出候様可申渡旨肥後守に相違申候此
段申達候以上

水戸殿家來呼出一達書

水戸殿家來多人數致出府候に付差留方の儀相達し置候得共

取締方不行届よ付已後御呼出人数高名前並出立日限等以前被相伺差圖濟の事無之候てハ出府難相成管候假令常體旅行もても飛脚の外出府難出来旨申諭一差留候様於御在所殿敷手當被申渡候様可致依之御府内非常人数の儀被成御免候條厚く手當可致置候事 三月十五日

井伊掃部頭家來に達書 在所より追々家來多人數當地に罷越候哉の趣も相聞尤更代の時節も可有之候得共此節柄の儀も付家來更代の外當地に呼寄候儀御見合有之候様も可被致候事 三月十八日

井伊掃部頭に達書 御國の義願の趣も有之よ付發足の儀ハ勝手次第候得共尙又御沙汰の趣も候間快氣次第登城致一其上發足可致候事 三月二十七日

堀出雲守より大目付並目附に達書

外櫻田御門 和田倉御門 馬場先御門

右御門々通行心得方の儀も付てハ相達候趣有之候得共此上尙又嚴重相心得入念相改名前行先等體も申聞候とも疑敷體も候者有之候ハ付添人差添へ行先見届申立と相達致候ハ差留置其段早々當番目附に申立候様可被致尤多人數通行事故改方一通りては行届間敷候間都て眞實な心を用ひ厚く心得候様精々入念可被申付候旨右番の面々可被相達候事

三月二十九日

井伊掃部頭名代南部丹波守に掃部頭免役の達書

思召の儀有之御役御免被成候依之去る十七日被仰出候通病氣快氣次第登城可被致御用の儀も無之候間國許へ發足の儀可爲勝手候事 三月晦日

老中より水戸家々老興津藏人に達書

此度於外櫻田及亂妨候者共水戸殿家來と申立付當分の内

御登城御見合被成候様被仰出候事 三月晦日

老中より水戸家々老宇都宮彌三郎に渡り封書

先達て勅諭御返納の儀付此迄於御領内差拒之候者共並今

般於外櫻田及狼藉候殘黨御領内よ潜み居候ハ悉く召捕早

々御差出可被成候 閏三月十八日

井伊掃部頭内大久保權内届書

掃部頭痛所追々及快氣候得共持病の痼疾度々差引有之其上

胸痛よて藥食も不相進手足血冷次第に虚診よ有之急變の儀

難計容體の趣竹内玄道様被申付候此段一應申上候以上

閏三月二十日

田村石見守を上使として井伊掃部頭邸に遣はさる

味噌漬鯛

右ハ病氣不相勝趣達御聽依之爲尋被遣之候

閏三月二十九日井伊掃部頭卒去の旨を發表と

遠山美濃守上使として繼嗣愛麻呂に賜はりものあり

銀五拾枚

右父掃部頭卒去よ付爲香奠被遣之

四月五日

是月九日井伊掃部頭を葬る

老中若年寄列座よて井伊愛麻呂名代南部丹波守に愛營の家

督相續を達せり

高三十五万石 井伊愛麻呂

掃部頭還領無相違被下候御先手始諸事家格の通可相勤候京

第五章 諸士進退 事變文書

都表御守護の儀亡父掃部頭の時通被仰出候
別紙

其方へ還領被下候比合の儀先格の振合も有之候處掃部頭役
中格別忠精其上先般御内沙汰の趣も厚く相心得家中未々ま
て心得違の者無之聊も御苦勞不相掛楪猶又愛管にも教諭方
行届御安心被思召候且家格の儀出格の譯を以て還領速よ被
仰付候事の條被得其意京都表御守護の儀厚く相心得在所表
手當の儀尙又手厚く被致非常手拔無之楪彌殿重よ被申付候
久敷忠勤可願候事 四月二十八日

第六章 幕政一變 井伊實罰

有實重任
岡見恒成
甲田通恒

万延元年八月水戸前中納言薨也
文久元年五月水戸人有賀半彌岡見富次郎等英國公使館東禪寺

河本實之
平山繁殺
小田朝儀
黒澤保高
高島胤正
河邊元善
慶永根忠
春岳と號す

左衛門督重忠
和泉久光

を襲ふ十一月皇妹和宮將軍よ降嫁せらる二年正月下野人甲田
顯三越後人河本莊太郎水戸人平山兵介小田彦二郎黒澤五郎高
島万藏河邊佐治右衛門等老中安藤對馬守を坂下門外よ要撃そ
對馬守傷を負て走り死る甲田等或ハ關死し或ハ逃る既よ井伊
掃部頭卒し又對馬守負傷せしより幕府の勢焰も頗る熾し方向
改まる所あり三月近衛藤村兩家の謹慎を解き四月青蓮院宮謹
愼を解かる五月尾張前大納言一橋刑部卿松平春岳其他の謹慎
を免し尾張以下登營將軍よ謁を即春岳をして政務よ參與せし
む五月大原左衛門督東よ下り將軍入朝を傳ふ島津和泉之を衛
る其歸降薩州の士英國人を生麥よ斬る是月脇坂淡路守を以て
老中とあし老中内藤紀伊守を罷め六月老中久世大和守を罷む
朝廷よてハ九條關白を罷め藤村近衛二家を復飾せしめ近衛左
大臣を以て關白となす九條前關白落飾を聞八月井伊掃部頭よ

中納言實英
少將公知

掃部頭直憲
掃部頭直綱

下總守隆勝

命して其臣長野主膳を死刑に處せしむ九月三條前内大臣よ右大臣を贈り水戸前中納言よ從二位大納言を贈る十月勅使三條中納言姉小路少將攝興の詔を齎らして東下る十一月二十日井伊掃部頭以下の封土を削り及び實罰を加ふ

井伊掃部頭

其方父掃部頭重き御役相勤御幼君御輔佐よ付ての萬事御委任被遊候處奉對京都被惱宸襟候様の取計致し公武御合體方よも指響き天下人心不居合の基を開き賞罰黜陟共我意よ任せ賄賂私闘の儀不少上の御明德を汚し不慮の死を遂候よ至り候處奉欺上聽候段追々達御聽重々不居よ被思召候に付急度可被仰付處死後の儀も有之出格の御宥免を以て其方高の内拾万石被召上之

間部下總守

大和守廣周

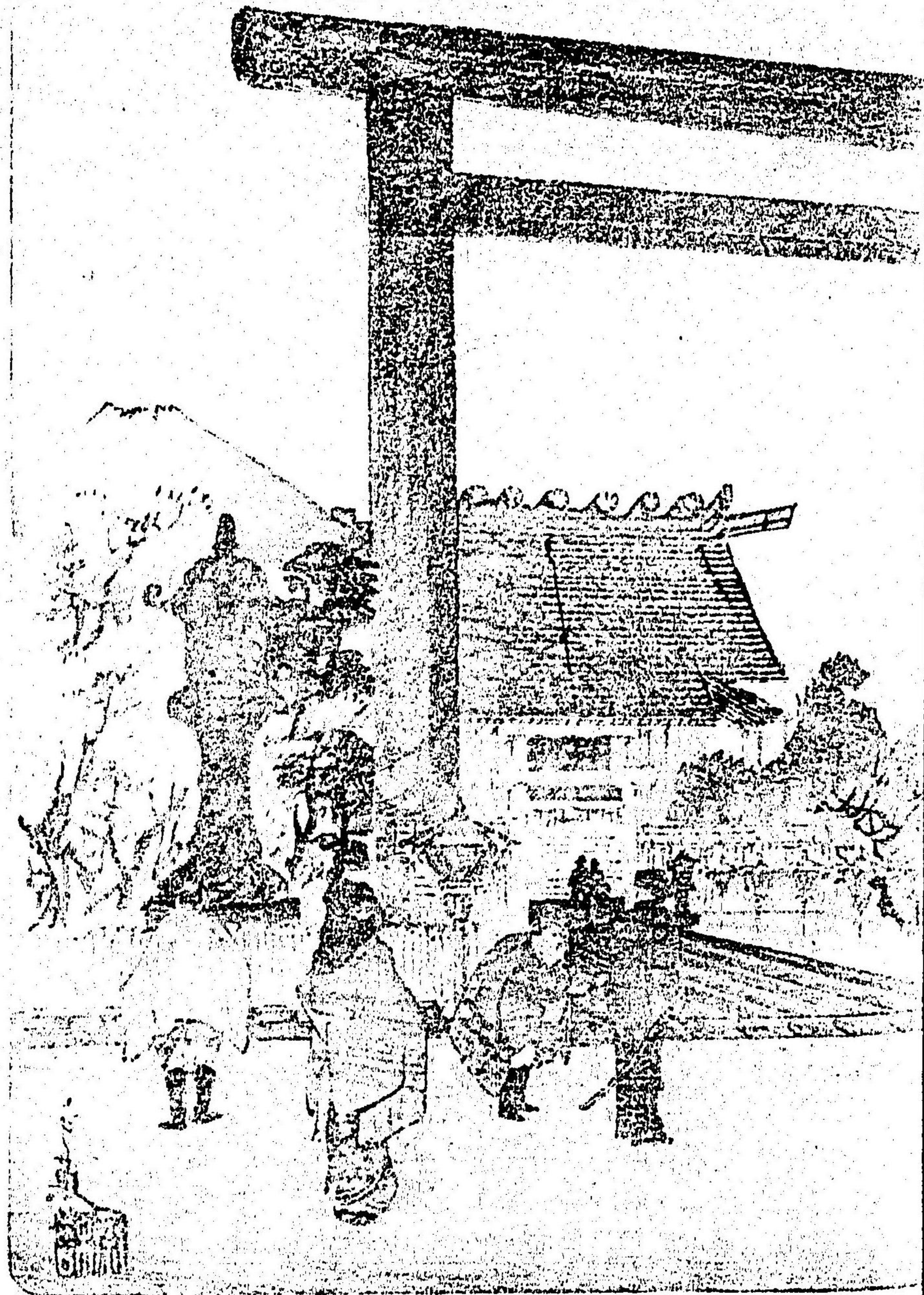
其方儀勤役中外夷取扱の儀よ付ての奉對朝廷不正の取計有之重き方々不相當の仕向致し右の故井伊掃部頭の意を受候とは乍申重大の事件輕易よ心得公武の御一和を失ひ天下人心不居合を開候段追々達御聽御役柄をも不相辨次第不束の至よ付急度も可被仰付處格別の思召を以先達て村替被仰付候一萬石被召上隱居被仰付急度慎可罷在候

久世銀吉

其方父大和守勤役中不束の筋有之先達て御咎被仰付候處猶追々達御聽故井伊掃部頭横死の儀よ付奉欺上聽の段御後暗き取計御政道も不相立次第且京都より被仰進候儀も有之處因循遅緩よ取計致し朝廷を不重其上重き御役儀相勤をのり賄賂よ汚れ家事不取締の段不埒よ被思召候依之其方高の内一萬石被召上大和守儀永替居被仰付候

第六章 幕政一編 井伊實綱

百五十七



對馬守信正

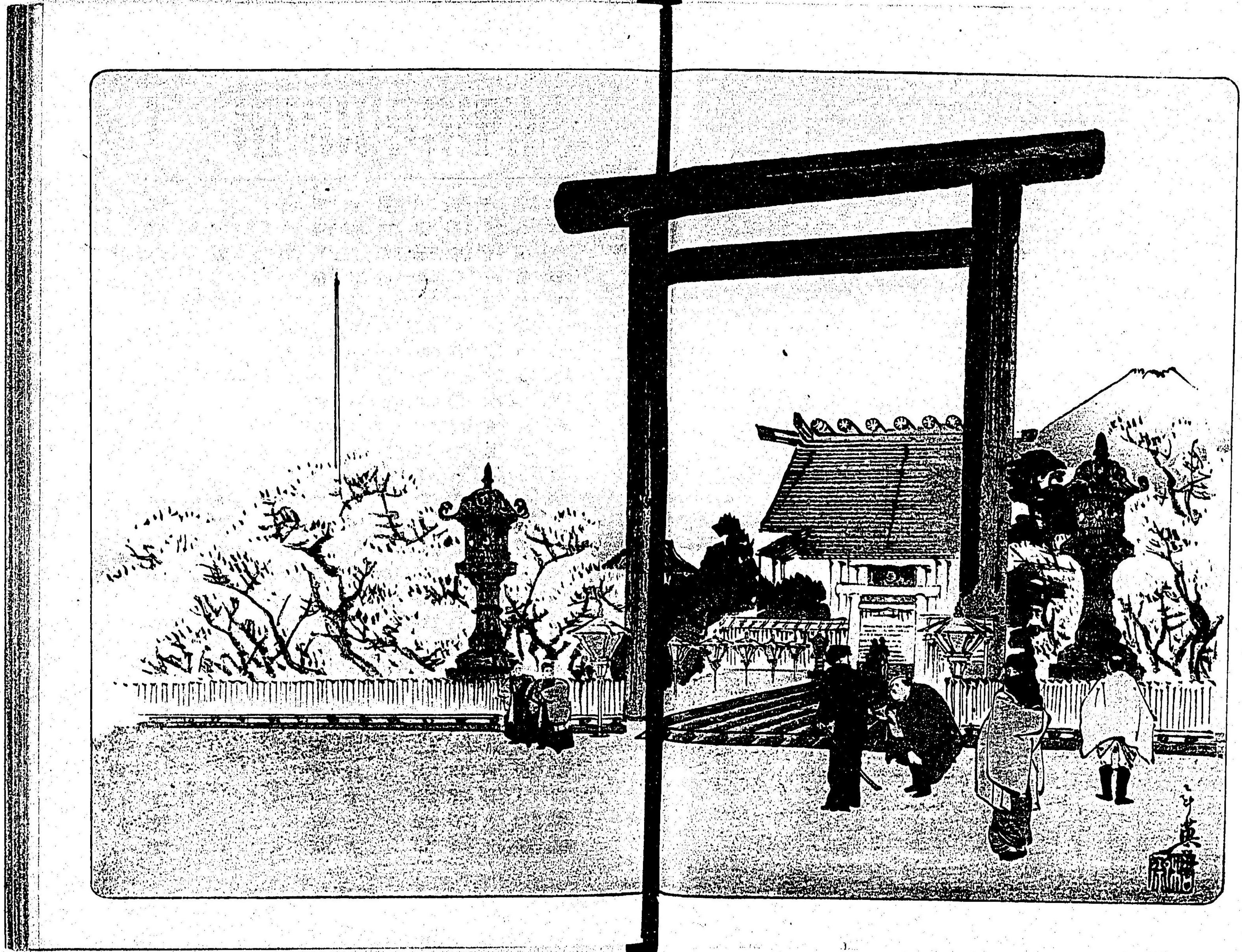
紀伊守信親

安藤 鏝之介
百五十八

其方父對馬守勤役中不正の筋有之先達て御咎被仰付候處猶
追々達御開故井伊掃部頭横死の節奉欺上聽候儀御後暗き取
計御政道も不立次第且京都より被仰進候儀も有之處因循
過綏の取計致し朝廷を不重掃部頭死後も其意を受け非義を
行ひ外國人應接の節不分明の事共有之趣相聞其上重き御役
儀乍相勤賄賂汚れ家事不取締の段不堪被思召候依之其
方高の内二万石被召上對馬守永費居被仰付候

内藤 紀伊守

其方儀加判の列久々相勤相役の儀候得ハ萬事心を付可申
處勤役中同列中不正の取計共致候を不心付罷在候段不束の
至り付急度も可被仰付處格別の思召を以先年村替被仰付候
一萬石舊地戻し被仰付溜間格御免帝鑑間席被仰付候



見山ハ故備中
守正監
修理大夫忠義
靜山ハ故筑前
守元眞
讀校守頼胤
伯耆守宗秀
和泉守乘全
榊水ハ故中務
大輔安宅
遠江守正典
左京大夫忠寛
伊賀守氏祐
出雲守敷實
越中守忠實
山城守朝温
備中守盛泰
長門守穆清
土佐守長常
播磨守頼方

川瀬敬徳

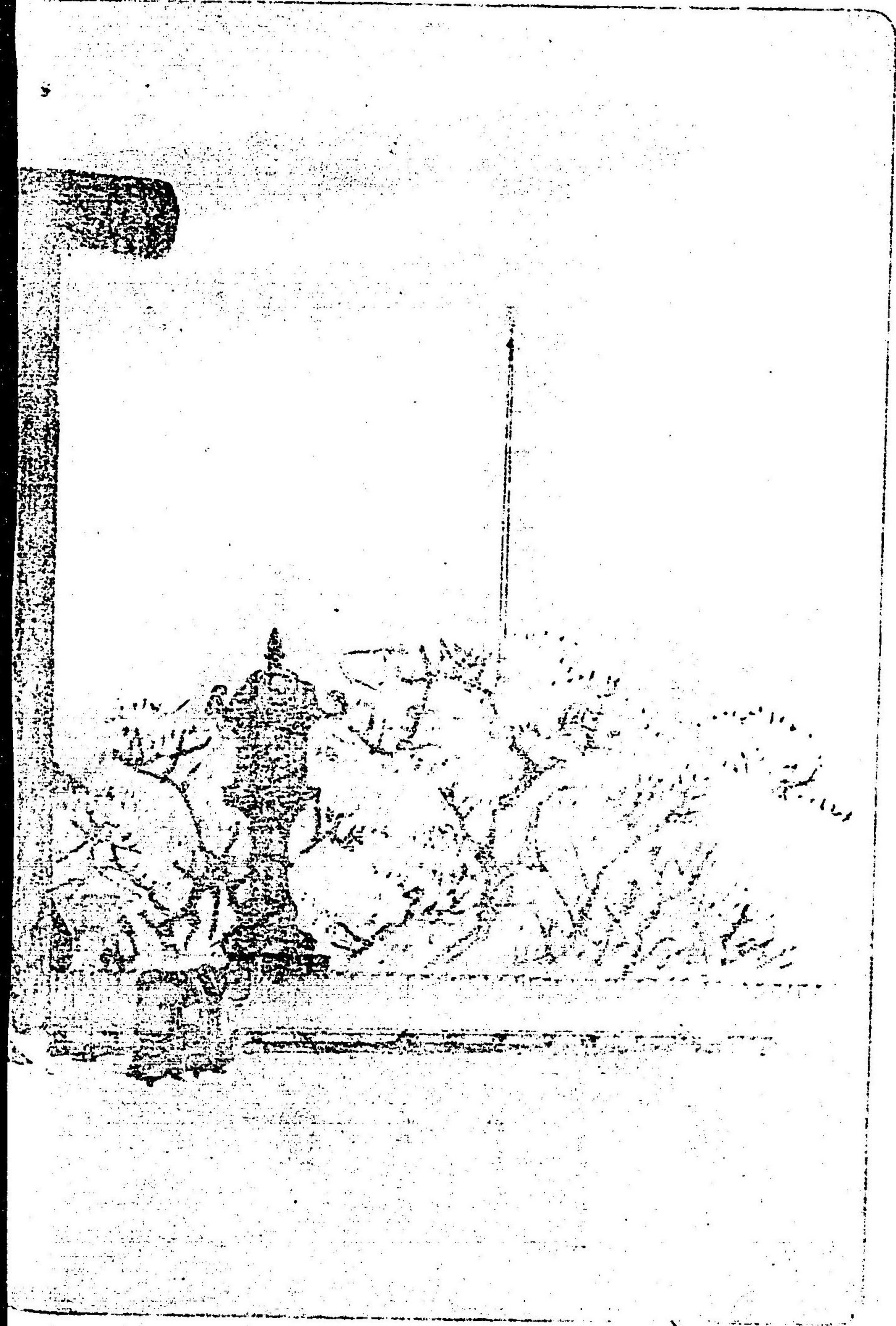
右の外堀田見山酒井修理大夫を賛居せしめ薬師寺静山の隠居
料七百石を削り松平廣岐守賛居松平伯耆守瀧間詰を免し松平
和泉守一萬石舊地戻隠居小笠原長門守隠居脇坂榊水隠久貝
遠江守二千石石上指扣水野左京大夫淺野伊賀守松本出雲守大
久保越中守駒井山城守黒川備中守石谷長門守岡部土佐守池田
播磨守指扣伊東長壽院奥醫を免する等賞罰各々差あり
明治六年水戸贈大納言ノ神號を賜ひ常磐神社と稱そ同十五年
別格官幣社ノ列せらる又同二十三年金子孫次郎高橋多一郎以
下十八士を靖國神社ノ合祀せられたり

第七章 二士之傳 十八士傳

贈正四位金子孫二郎附明勇次郎

金子孫二郎名ハ教孝世々水戸藩ノ仕ヘ祿二百石を食ヒ川瀬七

第七章 二士之傳 十八士傳



孫三郎能久
中納言齊俯

東湖名は彪
中納言齊俯

武田正生

孫三郎能久

大原頭頼

郎右衛門の次男よしして金子孫三郎の養子となり金子氏を冒そ
人となり沈毅よしして膽畧あり初め水戸中納言子なく弟敬三郎
を以て世子とあさんとし未だ果さずして薨そ重臣等幕府の意
を以て庶公子を請ひ嗣とせんことを謀るものあり孫二郎藤田
東湖等と共よ之を非とし頻よ奔走して其議を止め遂に敬三郎
を立つ是を水戸中納言とあひ天保中孫二郎徒士目付となり其
後藩士黨派二つに分れ勤王佐幕と相軋る勤王黨を指して天狗黨
と曰ふ此黨自ら稱して正黨と唱ふ佐幕黨を指して奸黨と曰ふ
孫二郎武田彦九郎等と共よ正黨の巨擘たり後吟味役より與祐筆
を経て郡奉行に進む弘化二年中納言監語よ中り罪を獲て國を
嫡子參議よ譲り駒込の別邸よ替居せり之か爲めよ奸黨時を得
て孫二郎の職を停め大番組よ貶そ然とも猶厭足せし藩支族松
平大學頭か前中納言の冤を訴たひしは孫二郎か計書よ出つる

吉成信貞

杉浦安
中納言慶信
安島信立
鶴岡知信

ものどあし食祿を奪ひ官舎よ禁錮を前中納言の冤解くるよ及
び孫二郎も亦家よ歸るを得たり嘉永六年復郡奉行となり三年
を經功勞を以て班を先手同心頭よ進む安政三年國中大風雨未
りて田穀登らば前中納言孫二郎を江戸よ召して其狀を問ふ因
て具さよ狀を陳し救恤の策を上る前中納言和歌を賜ふて其志
を賞を孫二郎職よ在ること前後十五年郷校を興し田賦を均く
し部内善く治まると一日書一編を著し稔田の法殖産の制を論
し之を恩の露と名つく是より先き吉成又左衛門郡奉行となり
能く民心を得たり之よ因り前よ吉成あり後よ金子ありとて八
々其功を稱せり五年前朝廷水戸家よ別勅を賜る孫二郎若年寄杉
浦蓋次郎等と馳せて江戸邸よ抵り中納言よ請し速よ朝旨を奉
行せんことを勸む幕府之を開き水戸の家老安島帶刀京都留守
居鶴岡吉左衛門等を捕ひ又京都所司代酒井若狹守をして九條

開白し請ひ勅諭收還の命を傳へしむ老中安藤對馬守來て中納言を見て勅諭を返納せしめんとす此事水戸は開け正當大は怒り主上勅を我君に下したまふに我君を倚信せらるゝ由る是れ實に武門の面目君家の幸榮あり豈に故なくして返納すべきものもあらす萬一朝命あらば直に之を朝廷に奉るへし固より幕府に出そべきの謂われなきあり有司之を制すること能はば猶豫を請ふと雖も對馬守許さずして曰く若し遲滞せば恐らくは君家より利あらざるへし有司懼れて之を水戸に告ぐ之か爲めは群議區々衆論沸騰そ前家老大場主勝正進み出て曰く此事恐らくは誠の朝命にあらざるへし是れ或は幕府有司の計る所よあらすや若し彼等の術中に陥らば尊王の道も背き佐幕の策に違ひ一旦の無事を冀ふて終に國家の大計を誤るに至らん熟慮せざるべからざるあり然れども遂に返納の議に決し勅書を

江戸に致さんとす壯士等益々憤激して之を途に奪はんことを圖り官道の驛次に屯集し國內甚だ騒擾せり中納言之を聞き驚て曰く金子にあらすんば誰か之を鎮撫すへき即孫二郎と高橋多一郎とに命じて往て諭さしむ是れ二人の信義素より士民に顯はれ其氣節名望能く人心を貼服するに足るべきを以てなり二人赴き諭せしを以て一時退散せり然れども二人も亦勅書返納の事へ偏へに大老井伊掃部頭之所爲ありとし常に憤怨切齒す依て相議して曰く奸臣朝命を蔑如し祖制を壞り外夷を親み義士を殺戮する等の如きあり此の如くして止まらずんば徳川二百餘年の宗社忽ち淪胥せんこと疑ひなし今の計は只奸臣を除き福根を断つの外なし因て薩摩の士岩下佐次右衛門有村雄介掘仲左衛門等と謀り以て其隙を伺ひ將に爲す所あらんとす偶々幕府命して前中納言を水戸に移し謹慎せしむ孫二郎等も亦江

戸を去らんとす佐次右衛門等竊に來り速に事を舉げんとす孫二
郎之を止めて曰く大事の輕舉すべからず萬一失敗せば禍不測
にあり暫く暫し時機を待つには若かざるなり共に後會を
約して水戸に歸れり幕府又朝命を傳へ返勅を促かして止ま
人心復洶々たり藩の孫二郎多一郎を以て其首魁とあし二人の
祿を視ひ贊居を命す二人謀りて竊に江戸の同志に告ぐ偶々堀
仲左衛門等故ありて將に歸國せんとす此を以て再來を待た
どの回報あり二人曰く機已に熟せり失ふべからず奸臣一人を
斬るに何ぞ他力を頼まん復躊躇すへき時ならんや是より多
郎は去て西國に赴き同志を募り孫二郎は三月三日を期とし江
戸に於て事を舉げんとす二月十八日孫二郎子勇次郎を携ひ將
に家を出てんとする時和歌二首を紙障に留たり歌に曰く
十寸鏡清き心ハ玉の緒の

ふたう

絶てし後に世に知らるへき
君の爲め世の爲め盡す真心は
二荒の神もみそなりらん
又一封の書を有司に贈りて曰く罪責の身を以て書を致すは不
敬ありと雖も今方に外夷の傲慢無禮ある激慮を惱まし奉るの
みならず前中納言の君罪あらぬ罪に長く沈ませらるゝこと臣
子の身よ於て其苦み如何ぞや此度君冤を雪ぎ勅旨の奉行に妨
けなからしめんと欲し身を捨て難を犯し宿志を達せんとす因
て男勇二郎を従へ國を去るへし此事宜しく聞に達せられんこと
を請ふ是より姓名を變へて西村東右衛門と稱し間道より江戸
に出たり即有村雄介に會し故を告ぐ雄介大に感して曰く我
か同盟のもの既に歸國せり奸魁を斃さんことは之を我が兄弟
に委ねよ孫二郎曰く彼れ一人を殺すとも後日勤王の義旗動か

すんは 大業を成就し難かるへ一故に 今回の事は壯士を放て之
を娶たんのみ乃望を達せは吾れ君と共に忍びて京師に赴き機
に乗して義兵を擧くへ一君歸りて主君よ説き大軍東上せハ鎮
西の志士必ず響應するや疑ふ一此事君にあらすんは不可なり
雄介之に従ひ弟治左衛門をして事を俱にせしむ三月朔日佐野
竹之介齋藤盛物等孫二郎の隠栖に來會す時に同志十餘人皆以
て勢足らすとするの色あり孫二郎微笑して曰く指目する敵は
只一人のみ十餘人を以て一人を撃たんは實に易々たるなり猶
難しとせば某老たりと雖も諸子に先驅して一戰を試みん何敵
て彼を逸せんや一座之を開て氣頗る振ひ皆曰く何そ亦君を勞
することを須ひん我々萬死必ず功を奏すへ一義旅を招集する
の大事ハ一に君に屬するあり孫二郎欣然として方畧を授けて
曰く先づ隊を二列に分ち一人進み出て敵の前驅を衝くときは

彼必ず動搖せん其時左右より並ひ起り霧地ハ駕籠を襲ハ敵
は懐くに暇まあらすして元兇必ず頭を授けん志達せハ去て老
中の節に至り懐中する所の訴狀を出し一人は直に來て吾に報
せよ此他は皆諸子の進退に一任せんのみ今夕ハ是れ今生の別
離なり共に歡洽して祖餞とせんとして酒を酌み翰墨を弄ひ各々
醞然夜分に達せり天明十八士去り孫二郎雄介二人品川に止ま
る既にして井伊掃部頭を殺すを聞き二人は直に去て晝夜兼
程西に走り伊勢國四日市に達す偶々薩摩の士坂口某雄介を
へ之を其國に護送せんとす雄介竊に孫二郎に告げて曰く吾れ
國に歸ると雖も再々忍出んこと難きにあらす君は知らざる状
をあり吾れ同一く伏見に行くへ一已に至りて同盟の士を會せ
んとす孫二郎其意に従ひ共に伏見なる薩摩邸に至る此時櫻田
の變報京師に達し所司代以下殿に其黨與を搜索するを以て志

士逃竄來會するものあり孫二郎ハ一時西國に走り世の動靜を伺はんといふ一封の密書を薩摩侯よ上る其文に曰く方今内憂日に深く外患月に迫まり天下の變測るへからず竊に聞かす然るに之を憂ひ大に宸襟を惱ませたまふと誠に恐悚に堪えす然るに幕吏の爲す所華夷混濁冠履顛倒して一日の苟安を偷めり荷も人臣たるもの誰か敢て慨嘆憤激せざらんや今や教孝等同盟の士協力して姦魁井伊掃部を櫻田門外に斬戮して馳せて近畿に來り將に諸藩の志士を會し勅意を遵奉し幕政を規正し以て大に皇運を挽回せんといふ蓋し是舉あるは鎮西中國の志士も亦皆諒知する所なり伏て惟るに貴藩先侯天資英邁夙日に大志を懷かれ天下の爲めに志慮を盡さるゝこと一日に非ず候今其遺業を繼がせられ家聲を墜さす干城の臣を愛育し雄名已に今日に盛なり是れ志士の深く景慕歸依する所なり侯若し此機に乗

し鎮西中國の志士を鼓舞し大舉して禁闕に趨かば則四方必そ響應し内憂外患を剪除し洵よ以て宸襟を安し皇威を輝そよ足らん教孝馬首を迎へ畢生の力を効さんことを是を期と伏て請ふ英斷あらんことを然きとも坂口ハ雄介と同行することを許さす獨り雄介を監護して去る孫二郎竟も道れ難きを知り秘書數通を以て一炬よ付したり十五日伏見奉行より捕吏數十人來りて薩摩の邸門を圍む孫二郎固より此如くなるへきを知るを以て敢て動かさず端坐して縛よ就けり州府赴捕吏十餘人薩摩侯の邸に會し薩摩侯及目付病向ひ雄介の事より御判す捕吏に薩摩侯の境に至るへ即ち之を關外に止め候使を遣はし捕吏を城外に遣介國之に至り候兵士四方を巡り薩摩侯の邸に候物更に贈りて之を選へす雄介之に候文久元七月二十六日斬る處せらる年五十八屍を小塚原に棄

前罪を赦し師
罪を許し後を
收録せしは同
罪者皆同一故
に以下之を省
略す

百七十
つ同三年七月幕府朝旨を受け其罪を追赦し郷に歸葬するを許
し子勇次郎をして家を繼かしむ彼の佐野竹之介大關和七郎等
關老脇坂中務大輔又ハ細川越中守ハ自首せし時出したる訴狀
并ハ其人々懷中せし書ハ皆孫二郎多一郎と謀り草したる所
して其文字雄壯越健一讀人をして義氣を感發せしむるもの
り眞ハ烈士の文といふべきなり

金子勇次郎名ハ久維孫二郎の二男なり兄早世せしを以て嗣
子となる賜勅の事起るハ及ハ父ハ從ハ江戶ハ往復して
専ラ力を盡せり萬延元年父ト共ハ家を出て姓名を變して西
村久介ト稱し常陸國眞壁郡關本村ト至る此時幕府浮浪の徒
を索むること甚タ嚴なり孫二郎曰ク吾大事を擧げんとする
の時機失ふヘウラス故ハ百難を排し進て之ハ當らざるヘウ
ラを然るハ搜索此の如ク嚴なり父子同行せば人目ハ觸れ或

ハ逃るハこと能ハざらん吾如シ望を達せそんハ汝必そ吾志
を繼くヘシ故ハ進退時あり汝ハ須らく是より去り以て時を
待たんハ若クざるなり勇次郎首を低れ涙を揮ふて曰ク既ハ
家門を出てしより生還を期せハ相隨て間關を極め途窮まる
時ハ死生を俱ハするを以て本意トなその今父を捨て獨り
免れて復何をか爲んヤ尙隨行を請ふて止まハ孫二郎苦諭し
て曰ク汝書を讀ム楠父子ハ櫻井の別業を見すヤ正行豈命を
惜てて家ハ還るものならん唯父の訓ハ從ハ志を繼ぐの孝
たるを知り忍ハ難きを忍て以て生を求めしなり今日の事殆
ど此ハ類するあり逡巡せハ福を速かんとそ直ハ去て父の命
ハ背くことなるれ勇次郎遂ハ嗚咽して別る是より晦述して
待つ櫻田の事既ハ終り父の捕ハれハ就クを聞き憤慨措く所
を知らハ因て國を去り京師江戸の間ハ奔走し廣ク志士ト交

りを結ひ父の志を繼かんことを謀るもの三年文久三年朝廷
國事死せし者の後を收録せらるゝに至り歸りて父の後を
繼ぎ大番組となり世子傳を兼ね幾もなく郡奉行見習ふ擧げ
られ力を民事に盡し人稱して父の後を承けし意を藩主陳し
甲子の難起るに當り勇次郎復江戸に赴き意見を藩主に陳し
松平大炊頭中納言目代となり國に就くを以て之を護衛して
磯濱に下る好黨拒き戦ふ勇次郎先登して那珂港の敵壘を破
り又郡奉行眞木彦之進と共に西郡の民兵を率ひ敵陣を破
ること屢々なり常に部下を勵まして曰く勇進する時ハ彈丸必
そ頭上を過ぎ躊躇せは彈丸命中に即進み戦ふの勇ハ彈丸必
之を避くるものなり之に依り郡兵振勵戦ふ毎に利を獲たり
神原新左衛門等と共に古河藩に錮せられ慶應二年十月四日旅
病死す年二十四

高橋多一郎名ハ愛諸世々水戸五軒町に住し門左ハ杣樹あり因
て杣門と號す父皁民貞靜にして能く己を修む天保の初め中納
言諸士の長子中み於て品行正しく文武に長ざるもの百人を撰
と侍衛し充て之を床几廻組と名づく是を其才を試み器に應し
後重職を授けんとするの意ありてなり多一郎年少其撰に當る
既長して歩士目附より奥右筆となる中納言の誣を受くる時
多一郎深く之を慨き其冤罪を解かんと欲し晝夜苦心して息ま
り好黨大に懼れ事ヲ托して外職に補し君側におらしめ多一
郎憤恨益々切なり書を紀伊大納言に上りて曰く去る甲辰五月
幕府より前中納言俄か馬込の邸に幽せられ一國の人民愛懼
慨嘆し有志の諸侯に就て歎訴するもの多しと雖も外ハ幕府
讒者の巧言を信し疑ひ滋く深く内ハ奸臣時を得て正人君子

贈正四位高橋多一郎附明莊左衛門

を遠ざけ前中納言の年來經營せし善政良法一朝之を破壊して
 遺を所な一某等憂愁窮困只嬰天よ父母よ號泣するのみ今や一
 藩の危難此の如く其痛切の餘り不敬の罪を省みる暇まあら
 ば隨て哀を左右し請へんとて閣下ハ幕府の懿親一世の徳望即
 三藩の親高明の徳を以て一たひ口を開かば我前中納言の冤枉
 を雪ぐ如きは實に容易の事なるへ伏て驚くは愚言を採納し
 て一藩の艱難を救済せられんことを然とも遂に報せし水戸老
 臣結城實壽頗る材力あり中納言の幼冲よ乘し權威を専らよ
 己を正に異なる者を疾み多一郎等を指斥して黨を結び私を圖り
 名を正に假り主家を危くするものとなす多一郎氣義を以て
 自ら重んじ少くも屈抑する所なく益々志を堅く同志の士を
 説き共々國事を盡し守り幕府名臣の開えある松平肥後
 守細川越中守よ書を呈し請を陳し又潜行江戸よ赴き老中阿部

結城朝道

肥後守實壽

越中守登陸

伊勢守正弘

伊勢守目附遠山某よ就て冤を訴へ哀を請ふもの數次然ども言
 納らるゝ所な一夜竊に駒込邸よ詣り封事を前中納言よ上る
 前中納言其忠誠を嘉し一首の和歌を賜ふ歌よ曰く「なまよいは
 されもひと目は見しものをなとかは斯る忍ひそのか」此事忽
 ち奸黨の耳よ入り國法を犯せし罪輕からむとなし職祿を褫ひ
 家よ禁錮せらる前中納言の冤解け國政舊よ復したるハ多一郎
 か奔走の功少きよあらばといふ藤田東湖書を贈るあり其一節
 よ曰く貴兄至誠固より左様可有之管よハ候得共群陰凝結の中
 よ風節凛々と御扣へまかも剛柔緩急の御手順共外萬端殘る所
 なく其將の兵を用ひ其醫の病を治する如く事其機宜よ應した
 る御所置實よ迂濶頑鈍僕か輩の所及よ無之敬服いたし候とて
 之を稱賛せり又一詩を寄せて曰く「義氣從來驚鬼神、謝君報國不
 顧身、六年辛苦知多少、回得飽陽三月春、又袖門歌を作り之よ贈て

戸田忠政
谷田部通敏

曰く借問袖門何如人、一片精忠性所根、隻手欲扶天步、雙袖每見
雙淚痕、崎嶇軼軻、奚足怪、阨窮便知道義、多少辛酸好嘗盡、此中自有
垂味存、東湖は濫りよ人を稱譽せざり一人なり、是等の詩
を見て多一郎の人と爲りを知るよ足れり、其後多一郎矢倉奉
行、社奉行より與右筆頭取進む時、結城寅壽禁錮せられて
一室内に在り、戸田忠太夫、藤田東湖の地震の災よ死せしを聞き
以て時來をりとなし、窃み谷田部雲八郎と謀を通し、詭計を以て
前中納言父子を離間して己か志を遂げんと、中納言之を悟り
多一郎を召て處置せしむ、多一郎之を糺問し、悉く實を得たるが
故、寅壽等争ふこと能はば、迷ふ其罪よ伏せ、中納言其頭末を書
して秘府に藏めて後繼となさしむ、多一郎學校又國史軍律等の事
を管理し、安政五年小姓頭に進む、此時幕府の大老井伊掃部頭事
を用ひ遣まらば、外國と條約を結べり、聖上、珍念あらせられ、前中

兵谷信毅
大胡尊敬
矢野長道

中納言も亦曾て利害を察し、建言すること數回、及べとも皆
用られ、掃部頭前中納言の英明を思ひ、事よ托して、替居せしめ
尙羅織して罪よ底さんと、多一郎大に驚き、江戸に抵る時、朝
廷内勅を水戸家よ賜へ、諸藩と協議して、幕府の税政を匡救せし
めんと、之を聞て大に喜て曰く、外敵を攘ひ、國勢を張り、奸吏を
斥け、君宥を雪むること、唯此一舉よあるなり、因て同志の士と商
議し、中納言を助け、勅旨を奉行せんと、掃部頭謀て中納言を抑
制し、勅詔を諸侯よ傳達せむことを停む、藩士中議論大に起り、或
は親藩よして、宗家よ抗するは、不遜なりといひ、或は朝旨の重し
奉せざるへ、あらばといひ、頗る紛擾を極む、多一郎金子孫二郎の
意固より、朝旨を奉るよ在り、多一郎窃よ考ふるよ一藩の力を
以て、攘夷の功を奏せん事、是れ難し、故よ大に謀り、幕府を矯正し
て、外攘を事とせんと欲し、住谷寅之介、大胡隼藏等を、四國よ矢野

長九郎開鐵之介等を中國山陰に遣はし諸藩志士を遊説し其力を戮せ志を達せんとす事漏る幕府の嫌疑益々甚しく捕吏を諸國に出し偵察國の徒ありと聞けば號して亂民激徒とあし殿之を捕獲して獄下多一郎憤悶堪えず孫二郎と議して曰く天下の形勢切迫此に至る輿電擊彼の姦魁を搯き呼號奔走士氣を振勵する非ぞんは復救治の功を見ること能はざるへし薩摩藩士岩下佐次右衛門堀仲左衛門等と謀り東西策應して事を擧げんと六月八月幕府前中納言を水戸に移し且勅諭の返納を促そ多一郎曾て罪を獲て家居せり之を開き蓋然として臂を張り眼を怒らして曰く奸賊暴戻茲に至る其罪許さへからざるなり起て同志の士と謀り詩歌を留めて彈劍家を出て去る曰く

死期有日此生涯自踏危機報國家六十餘州無一眼獨伸愛憤對

山崎恭禮
川崎健朝

梅花

鳥さへも今朝の別を惜むらん
引留かほは鶯のなく

乃姓名を變して彌部三郎兵衛といふ江戸より出て謀を謀し馳て京師に向へんとし路を木曾路より取り三月三日太田驛に於て大風雪に逢ひ綿袂を飄へして東天を仰き江戸の一擧此日あるを想望し慨然として雪を踏み去り日ならせして大阪に達す料らそも水戸人山崎藏川崎孫四郎等此に在りて義擧を謀るよ逢ひ大に喜ひ擧兵の目的を書し藏をして京師に赴き一公卿より之を天覽し供し奉らしめしといふ既にして櫻田の變京師に聞ゆ幕府の吏其黨與を索むること甚急なり二十三日捕手多一郎の隠栖生玉なる島男也の家に向ふ子左衛門と共に出て四天王寺の邊に逃れ一茶店に入り草鞋を買ひ之を樂た

んとす捕手數十人來り追る然とも憚りて敢て近づくものなし
多一郎免きざるを知り自ら腹を割き布を以て創を裏み刀を提
けて出つ捕手披靡後より追蹤するのみ因て四天王寺坊官小川
欣次兵衛の家に至り玄關より上り坐し欣次兵衛を見て故を告げ
刀を指し示して曰く是ハ祖先小松大和守軍功より依り武田信玄
より與へらるゝものなり子孫世々之を寶藏せり吾死後故卿よ
返その便なくんハ留めて寺庫に藏めて可なり因て筆硯を借り
詩歌を書し布を解き更よ貫て死を年四十七其詩血漬して殆ど
讀むへからす此時の時傳るも歌よ曰く
鳥か啼くあつた武男の真心は

欣次兵衛父子の屍を飲め假よ四天王寺城内に埋む後之を郷里
よ歸葬せり中川官朝彦親王園門殉難の四字を書して賜へ神よ

刻せしむ多一郎容貌雄偉能く人と交り瀟灑として風韻あり好
て詩を賦を作る所赴武諷吟兩毛紀遊東奥遊記遊總諷吟信越遊
草等あり
莊左衛門名は諸徳幼名ハ麻之介多一郎の長子なり幼よして
芽根寒緑よ學ひ其後原伍軒よ從て業を受く九歳の時祖父
民よ從ひ郊外よ遊ふ少年輩祖父の老を憐り無禮を加ふ莊左
衛門腰下の小刀を抜き罵て曰汝等吾ハ祖父を凌辱せんとそ
るか吾れ幼なりと雖も武士なり直よ斫て兩断となすへし少
年大よ驚き謝して散し去る寒緑之を聞き嘆して曰く虎子五
歳氣牛を食ふといふへし即詩を賦して之を稱し詩よ曰く秀
神透徹九齡童欲以雙刀殉乃翁數尺小松培養厚要觀異日益蒼
穹高橋本姓ハ小松故よ之を言ふ他日果して凌霄の概を見る
よ至きり萬延元年二月父よ從ひ國を去り身を與丁よ變して

百八十二
逮捕を避け西上し父は大阪に會し同じく島男也の家を留ま
る捕手の向ふ時父と俱に四天王寺に逃れ父の自殺を見終り
て端坐將よ自殺せんとそ家主小川欣次兵衛曰く父君は止む
を得ざるべし君は年猶少なり生を全ふして時を待つまは若
かざるべし莊左衛門曰く垂示辱しと雖も父の遺訓あり従ひ
難し且眼前よ父か此の如きを見て豈生を食むの心ならんや
迷ふ屠腹して死を時よ年十九其書せる所よ曰く國賊井伊掃
部頭を討留天下後世之爲徴忠血漢下大老井伊掃部頭日本之
禁を犯し國を賣夷狄異同血漢恐此一書は亦傳ふらん所又一首の
歌あり曰く
今更よ何をか言はん言はんと
盡そ心は神ぞ知るらん

兵左衛門光誠

佐野竹之介

佐野竹之介名は光明父を兵左衛門といふ水戸藩士にて代々二
百石を食めり其先は甲斐武田氏に仕へ武功を以て著る竹之介
前中納言の小姓となり常は君側ありて報効の道を講究を劍
法を善くし砲術は長せり幹體短小にして三尺餘の刀を横ふ尤
も居合術を好む人其身小刀の長きを嘲けることあり竹之介
之を聞き咄嗟に刀を抜き之を頭上よ擬を其人畏怖して過言を
謝そ是より其術の敏捷なるを知り復之を誹るものなし好みて
群書を讀み古の忠臣義士を慕ひ以て節義を磨勵を賜勅の事起
るよ及び江戸に抵り上書して勅旨を奉行せんことを請ふ此時
幕府松平佐兵衛督を遣はし命を傳へ前中納言をして水戸に移
らしめんと竹之介之を聞て曰く幕府我君を疑ふこと深し此
使は尋常の事よあらす豈是を臣子命を惜むの時ならんや乃之

佐兵衛督信俊

第七章 二士之傳 十八士之傳

を斬り幕府の有りを懲りときら事自ら止まん是れ一身を殺し
て君主の福を擡ふの良計なり大津彦五郎と謀り之を待つ執政
等大に驚き諭して曰く事若し主君の大事たらん我等と雖も何
そ生を惜まんや輕舉して禍を主家よ貽そん臣子の義もあらさ
るなり因て之より從ひ其事止む然とも容易ならざる舉動となし
叔父佐野準次郎を召して竹之介を預けられたり既にして竹之
介の叔父の家を去り常陸國那珂郡田尻新介の家よ潜む一日新
介も向ふて曰く時日よ非よして朝廷よ忠節を盡さんと欲そ
る者あれ幕府の捕へて罪科よ處せり是皆奸賊井伊掃部の爲
そ所なり吾一身を捨て彼の賊を斬戮し以て皇威を四海よ輝
かさんとそ君等生を全くして國を護るへし又同志の人よ告げ
て曰く吾常よ一身を以て威公以來鴻恩の万分之一よ報ひ奉るの
志願なりしも一朝機を失ひ罪を受け自ら安んずること能はず幽

居中熟ら考ふるよ前中納言の冤罪よ沈み中納言の勅説を遵奉
そること能はず威儀二公以來の高徳既よ沈淪するよ至る是を
畢竟幕府の有り奸計の爲めよ國家の大事を誤らんとそ荷も人
臣たるもの死を以て國家よ報ゆるの秋なり之よ依り天下國家
の爲めよ奸賊を誅し國耻を雪き威公以來の恩澤よ報ゆるの外他
あるへからすとし深く心を苦め進退決せざるよ一夜夢よ二つ
の首級を見たり親く見るよ安島茅根兩忠臣なり面貌生るか如
し夢覺めて悽然たり是全く兩忠臣の靈魂吾よ哀情を示教せる
なりと思ひ誅奸の念是より一決し既よ亡命の身となれり尙今
より形を變へ潜行して爲す所あらんとす他日如何の變あるも
亦知るへからす翼くは同志の人々宜しく心を一にして兩君を
守衛し奉るへし吾已よ死を決せりとして二首の和歌を詠して曰く
かりならぬ旅の宿りに今日も又

思ひそ出る敷島の道
受き事はいや積るも剣太刀

仇なる人を拂ひきよめん

金子高橋等か窺かよ事を謀るを聞き第一よ之よ應一遂よ櫻田
よ出てよ善く戦ひ刀を杖よして脇坂開老の門よ入り取次の士
よ面講して前の始末を述べ面よ色變せす言語分明よして聞くも
の耳を傾く言終て死す時よ年二十二其身を檢するよ四肢創つ
かざる所あく流血淋漓とて衣上より滴れり襦衣よ誠忠の二
字を朱書し又歌二首を書いたり曰く

敷島の錦の御旗もちささけ

すめら師の魁けやせん

櫻田の花と屍の散らすとも

なよ捷むへき大和魂

黒澤忠三郎

黒澤忠三郎名ハ勝算父を林蔵と曰ふ大番組よて代々職百石を
食めり安政の初め擧りて床几廻となり幾もなく父の後を嗣
て大番組となる忠三郎性質勇豪よして最も武藝よ長す廣岡子
之次郎其從兄弟たり之か爲めよ出入相伴ひ國家の爲めよ常よ
死生を共にせんことを誓ふ賜勅の事起るに及ひ同志の士と長
岡驛に屯し櫻田に出で取願る烈しく遂に身創を蒙れり後其
身を檢するに肩先に九寸餘の深創左の脇に九寸餘片耳を落し
鼻に左脇にも創を負へり忠三郎評定所に於て糺問の時鞠吏ハ
其方云々と言ふを聞き憤然として曰く誰か天照大神の子孫な
らざる然るを其方などよは過言なりとて大聲雷の如く叱罵す
れハ其威焰に怖を復此言を發せざりといへり是年七月十二
日病て死す忠三郎取に用ふる所の刀二尺三寸餘其刃悉く缺損

百八十八
て殆ど鋸牙の如し以て當日激闘の状を知るに足れり後其壯烈を想ひ之を將軍の内覽に供し或る諸侯ハ其圖を求めて之を觀たりといふ

大關和七郎

右衛門尉資

大關和七郎名は増美黒澤忠三郎の弟にして叔父大關恒右衛門の養子となり安政中大番組となる人品骨格清高にして人皆視て公族又は重臣の子弟となす其水戸を去り江戸に出つるに及ひ山口辰之介と共商賈の状をなし井伊家の助静を窺ふ櫻田に戦ひ右喉に四寸脇背に各四寸膝下に小創を被ふり細川邸に至り顛末を陳述して處分を請ひたり幕府の徒士目附某同邸に至り其創を檢し且曰く大老に恙なれば彼の駕籠の中に在りは同家の供頭なり和七郎之を聞き一笑して曰く家臣にして主

人の乘に入る者ありや目附某恥る色あり後松平桐松の邸に四はれ蓮田森山等と同一く斬に處せらる時に年二十六屍を小塚原に捨つ寺僧これを埋め英毅居士と謚す諸士と同一く救に逢ふて歸葬し後を録せらる

廣岡子之次郎

廣岡子之次郎名は政則實は林吉次郎の次男なり廣岡政介養て子となし祿百石を食み小普請組となる兄林忠左衛門劍術を能く嘉永安政の頃頻に國事に奔走して激徒の巨壁たり子之次郎兄と共に原市之進に従て學ぶ人と爲り強悍粗厲にして草句を攻めす人と議論することあり荷も其意に觸るゝ時は事の理非を問はず佛然として刀を把て起つ忠左衛門毎に之を誡しめ勤めて劍術を學はしむ是より邪寒盛暑を厭はず刻苦勵勵す渡邊

清左衛門大胡筆藏等に就て一刀流の奥義を究め終に其性質を
變一沈毅の人となれり一夜塾舎にあり大聲を發一瑛々として
士は氣識を先にて文藝を後にするの數語を誦一同學の人を
驚かす既に鼻息灼々たりこれの平生の思想を嚙語する
ものなり人皆其誠心に感一たり賜勅の事起るや子之次郎腕を
振一慨然として起ち同學の友に別を告げて曰く平生の讀書擊
劍するは正に此時にあり馳せて長岡驛にいたり同志と力を觀
せ返勅の非義を論一櫻田要聖の時子之次郎審問締突直に掃部
頭の駕に逼まり刺して之を斃す掃部頭從士背より之を切れど
も動かす有村治左衛門と共に逃れて龍の口に至る創重くして
行くへからす石に倚り一首の歌を高吟して自殺す其狀頗る激
烈を極めたり歌に曰く
君の爲め身をつく一つゝますらをの

名を揚げてうす時をこらまで

時に年二十一

類聚正徳

山口辰之介

山口辰之介名は正父を頼母と言ふ頼母祿二百石を食み郡奉行
目附等の職を勤め頗る功績あり辰之介は四男なり幼年に
して父を喪ひ母兄とに事へて孝悌の開えあり性誠實にして愛
國の念尤も深一賜勅の事起りて士民動搖出て、江戸に集るも
の數千人此時辰之介江戸にあり一友人と酒を酌み時事を談合
す友人曰く今夫れ士民奮起して力を國事に盡すと雖も是れ
一時の血氣に乗一擧勢に屬するもの少きにあらざるべし事若
し成らずんば或は解體せんも計り難一志士の生を捨て義を取
るべきは則其時にあり君は以て如何となす辰之介曰く吾れ國

百九十二
を出る時慈母教を垂きて云く今回の事は汝は君冤を雪き勅意を
達せしめざる時は再び家に歸りて此母に面する勿れと故に家
を出てより之を服膺し誓て母訓に負かさらんことを期せり
其言猶耳に在り豈無耻の小人に傲ふへけんや其人手を拍て歎
賞して曰斯母ありて斯の子あるなり既にて藩府勅書の返還
を促すこと益々急なり有司懼れて之を江戸に致さんとす辰之
介等言語を以て争ふべからざるを知り之を途に奪はんとす辰
岡驛に屯す有司君命を傳へ兵を出して將に之を伐たんとす辰
之介等閨牆の益なきを知り當路の首魁たる井伊大老を除くに
若かすとなく大開和七郎と共に去らんとする時一首の歌を屏
風に書せり歌に曰く
吹風に此の村雲を掃はせて
さやけき月をいつか見ましや

櫻田要聖の時一士あり善く闘ひ頻に諸士を惱ます辰之介怒て
走り近つき戦數合迷に之を斃し其身も亦數創を蒙れり事終て
逃れ創重く歩すること能はずして八代洲河岸に自殺す時に年
二十九

森左衛門直元

森五六郎
森五六郎名は直長父を與左衛門と曰ふ祿三百石を食み使番を
勤めたり五六郎は其五男なり兄三四郎恪謹直實藩主の小姓役
を勤む五六郎剛膽敢て人に屈せず幼より狂暴無頼にして動も
すれば長者を凌ぎ常に兒童を集め之を指揮し遊戯戦に擬す若
し其意に満たざるときは直に鞭撻を加ふ之か爲め群童容を歛
ひ人皆惡童を以て稱し其名を呼ぶものなり常に學問を事とせ
す書は僅かに姓名を記するのみ弱冠に及ひ飄然として其行を

改め身を屈して正義の人に交り頻に時事を憤慨す賜勅の事起るに及び同志の士と長岡に屯せしに側用人戸田銀次郎來りて之を諭し散り去らむ五六郎笑て曰く去年執安島帶刀は勅旨の事に依り死を致せしにあらすや安島は君の外父なり然るに君反て其勅旨を報せんとするものを妨ぐるか銀次郎心耻ちて答へす其の家を出る時述懐の和歌一首あり曰く
君の爲め我里出て武藏野の

紫にほふ花と散るらん

櫻田要璽の時五六郎先づ掃部頭の前驅に向ひ短銃を放ちより彼れ狼藉者と叫び之に集まり捕獲せんとするを見て銃を捨てて刀を揮て迎ひ戦ふ而して諸士並ひ起り奮撃して望を達し右の面に一寸臂に二寸の創を受け佐野大關等と細川邸に自訴したり評定所にて鞠吏問て曰く去る三日井伊掃部頭登城の途次

狼藉に及び供頭を切り従士を傷けたる等外に必ず同類多からん明白に之を陳述すべし五六郎答て曰く登城を途に襲ひ供頭を斬り猶進て掃部頭を駕籠より引出し其首を刎ねたるに相違なし天下の逆賊を懲ちたる天下の大忠臣なり鞠吏又曰く汝等は必定主人の爲めを思ふて此事を爲せしならん答へ曰く然らず天下の爲めに掃部頭を討ちたるなり其言語俊爽毫も回避する所なく聞くるも其勇を稱賛せり後に稻葉伊豫守邸に囚はれ同志の士と共に斬に處せらる時に年二十二

岡部三十郎

岡部三十郎名は忠吉父を五郎左衛門と曰ふ三十郎は其二男なり人となり磊落不羈にして藩籬の中に絆さるゝことを屑とせず夙日に江戸に遊び且つ四方を遍歴せり能く府下の事情に通

ずるを以て櫻田の一擧を企るに當り諸士の爲め宿所を撰び諸
事を辨理する等三十郎之を擔任せり櫻田の事終りて逃れ去り
京師に至りて義舉の事を待つ金子孫次郎等縛に就き江戸に護
送せらるるを聞き又形を變じて關東に歸る幕府の捕吏搜索し
て之を捕へ獄に下し同志と共に斬らる年四十四三十郎俳歌を
能くす櫻田に於て一首を口吟して曰く
ねかひよりうれしく思ふ今朝の雪

百九十六

贈從四位關鐵之助

關鐵之助名は遠新兵衛の長男なり新兵衛は温厚の長者にして
曾て騎士より起り一家を成す鐵之助後に父に襲て新兵衛と稱
す人と爲り小節に拘らず無慍あり濃々落落として節義を重ん
じ好て書を讀み詩歌を善くす花晨月夕毎に朋友相會して樽酒

談笑し興到れば乃ち長笛を弄して憂鬱を泄らすに人其の妙精
に感せざるはなす茅根伊豫之助鮎澤伊太夫等と同庚の友たり
米使始めて浦賀に來りし時鐵之助潛かに彼處に赴き事情を探
りこれを筆記して有司に示し意見を述べ其後郡務に従事し歩
士となり凡そ郷校を興し農兵を編する等諸軍弊の事業興りて
力あり安政五年北地開拓の命を受け越後新潟より海を渡り蝦
夷に入らんとす時に前中納言幽閉せられ又朝廷より賜勅の事
ありとの報に接し遠く開拓の業を起さんよりは近く國難を救
ふの急なるにいかすとて星夜馳せ歸る途に下總古河を經熊澤
藩山の墓を望み正に九月十五夜ふ當り明月に對し感慨の餘一
詩を賦せり曰く

當年想殺把筌情、松嶺含冤夜正鳴、吾亦自今甘鼎饒、那知月下哭
香塵、

郷に歸り高橋多一郎等と謀る所あり同志の士を募らんと欲し
矢野長九郎等と共に北陸山陰山陽の諸道を経歴し薩長因備越
前等列藩の英俊に交り勤王の大義を説き長州より歸途重て越
前を過ぎ吉田貞次郎坂部簡野村淵等の諸士に邂逅して天下の
急務を談せし時懷を述て一時を賦し曰く

再歴越山風雪餘、拋來世上毀兼譽、人如不任勤王實、莫向青天讀
聖書、

其慷慨慘澹の状を想像して一座爲めに悚然たり遊歴の間筆記
するもの三巻あり題して西海轉蓬日録と曰ふ其首に書して曰
く

初冬十日武野發途自十一日歴上州信州越三州加州若州丹波
丹後但馬因幡作州取舟路入備前自是海路至備後安藝周防於
長門迎新陽歸途重自周防取海路四國九州諸山在掌上船至播

州於是上陸歴作州再遊因山四閱月殆及百日經歷十八州去郷

三百里遠遊之感其可止哉正月十八日記

又三首の和歌を附記して曰く

草枕みてともいざや白雲の

行衛さためぬこゑもするかな

旅衣おもふかたにはいろかれて

袖にしよまぬ野路の梅か香

よりにのみ見てやは歸る梅の花

色香たつぬる身にしあらねは

明年春國に歸り父の喪に丁り喪禮を畢へ江戸に越く因て一時

を家に殘したり曰く

大義尙在身、歸期何可待、他年知我心、家祭慎勿怠、

是れ竊かに永訣の意を寓せしなり此間著はして丁難日録あり

二百
更に金子高橋等と井伊大老を刺んことを謀り上京して粟田口
宮又近衛殿に仕ふ一日鐵之助一封の書を近衛家に上る其要に
曰く近年東船渡來皇國の危急旦夕に迫れり然るに關東の宰執
等敵旨を奉じ忠節を盡さす大樹の幼弱に乗じ一己の威權を擅
に勅許を経すして外國と條約を結び剩へ公家武家精忠の人
々を捕へ無實の罪に陥れたり誠人に神人共に怒り天地同く憤る
の時なり有志の諸侯に謀じ竊賊兩人を誅戮し宸襟を安ん奉ら
んとす抑も水戸は東照宮の深慮を以て三藩に列し幕府の輔弼
たり今又重き勅命を蒙り一日も寢食を安せず誓て朝旨を奉行
一國威を海外に耀さんとす仰願くは此書乙夜の秘覽に供ひ賜
へ猶後日申請する所あるへ又別に井伊大老の罪狀を論せし
一通の書を添えたり近衛家大に驚き幕府の嫌疑を憚り諭して
去らしむ因て江戸に還るに及び水戸の有司捕へて之を禁錮す

萬延元年金子孫次郎等と竊に水戸を去り櫻田に於て諸士と共
に奮戦し事終りて逃れ去り形容を變じて藥種商となり姓名を
改めて吉野總介と稱し再び因州に至り安達清風を訪ふ因州藩
幕府の威權を憚り鐵之助の來るを聞き捕ひて之を出さんとの
内議あり清風之を告げて西發せしむ時よ夜深く杜鵑聲頻よ聞
ゆ鐵之助一首を口吟せり歌よ曰く
歸らしと思ふ身よしも時鳥
まらぬ雲井よ何さそふらん

以て其練々餘裕あるを見るへし此時長州は士氣未だ振はず陸
州は國法殿よして容易よ封疆よ入るを得る復東歸して常陸山
中袋田村櫻岡八郎の家よ隠れ又日光道中草加驛よ潜み江戸の
事情を窺ふ鐵之助曩きよ水戸楓の小路よ家ざるを以て自ら錦
堆と號し茲よ至り風流三昧詩人書家を以て自ら居る人其烈士
第七章 二士之傳 十八士之傳 二百一

たるを知るものなし其後越後より走り上關村雲母の温泉に浴して病を發ふ捕吏搜りて之を知り文久元年十月此の所よ於て捕はれよ就き水戸に檻致せられて赤沼の獄に下る獄中作る所の詩歌若干首集めて遺問集と曰ふ翌年四月五日江戸傳馬町の獄に送らる詩を賦して曰く

南州嶺海豈難攀、鎖鑰窓間渺始閑、請看古今忠烈迹、前文山又後

椒山、

詞氣雄渾悲壯平生培養の素あるを見るべし其五月十一日を以て斬に處せらる時に年三十九初め獄吏口供を書き其末に華押せしむ鐵之助筆をとりて死休の二字を華押體に書せしといふ時に水戸の領民内藤文七罪ありて同く獄に繋る鐵之助刑場に赴く時其前を過ぎ大聲を揚て文七々々汝は猶生くるかと呼び又家郷千歳公論日題謂關東在少年と高吟し從容として死に就

きたり後ち文七獄を出てし時之を人に語れり其赤沼に在り和歌を詠し引を作りて曰く

去歲辛酉十月念三夜余於北越上關村雲母温泉就四同十一月七海暮下於赤沼獄今歲壬戌以一月十七日爲百日之限同十八日亦當余三年前辭國之辰是亦可謂奇因也歲月如流春花將發人生之變可勝慨哉前狼既斃後虎又就戮雄心鬱勃身如鷲鳥在樊籠千辛萬苦其與誰語爲詠和歌聊具他日之忘云

三年まてかゝるつゝれの旅衣
脱もやられぬ身の行衛かゝ

有村治左衛門

有村治左衛門名は兼清薩摩藩士なり兄を雄介と曰ふ人と爲り沈毅にして果斷あり安政の初め兄雄介と共に江戸に抵り廣く

雄介傳記

二百四
天下の士に交り同藩の志士岩下佐次衛門大山格之介堀仲左衛門等と力を盡せて東西奔走し時弊を矯めんことを謀れり殊に水戸藩士金子孫二郎高橋多一郎等とは刻限の交りをなせり井伊掃部頭權を幕府に擅まじし公卿諸侯の賢者を幽閉し數多の志士を擒殺せしを見て心大に之を憤り兄雄介と孫二郎多一郎等と謀り掃部頭を刺さんとそ三月朔日孫二郎か潜舎に於て佐野竹之助齋藤監物等と密會して要撃の順序を議し即事を書書會に托して府上の合作を催ふせり治左衛門府上歌を詠して曰く

岩金もくだかさらめや武士の

既に其日に至り治左衛門は竹具足を身に着け籠手を用ひ擊劍の時の状の如くし頗る烈戦し遂に進て掃部頭の首を断ち之を

刀尖に貫き阿兄何必涙潜々爲義爲仁在此間孤標柱頭千載後旅魂依舊返家山と明人の詩を高吟し去る而て其首を掲げ龍の口門に至り劍甚くして歩行するを得て辻番所の傍に於て咽を貫く未死なす番人等出て故を問ふ劍口より聲漏れ明ならを因て手を以て劍を仰へ僅かに之を告ぐることを得たり番所に引上げ介抱せれども刻を移さず死せり治左衛門頭上刀劍長さ四寸深さ七分左の手首なし是れ掃部頭の腕籠に手を入れし時傍らより切落されたるなりといふ携へたる所の刀長二尺六寸無銘にて鞘は其場にて落せしならん烟管の竹に忠義の二字を彫り又一首の歌あり曰く

君の爲め盡そ心は武蔵野の

初め孫二郎等江戸に至りし時は大山堀等の諸士は皆國に歸り

二百六
唯治左衛門兄弟あるのみ治左衛門の獨り此舉に加はりし
ことは孫二郎の傳に詳かなり治左衛門曾て一の名刀を得たり
心寄かに悦びて其利鈍を試みんと夜に乘し閑寂の地に出て
人の來るを待つ一老嫗あり杖に倚て來る之を見て忽ち惻隱
の心を生し彼れ年老ひ命も亦旦夕に迫れり何ぞ之を斬るに忍
ひんや因て止む翌夜又出つ人あり年四十許一函を肩にして來
る治左衛門又哀憐の情を起し彼れ妻子あらん彼れ若し死なば
妻子は路頭に迷ふべし又遂に去る其翌夜又出て自ら思ふ哀憐
を以て人に加へは何の時か利鈍を試みん因て意を決して待つ
時に夜に深く微雨蕭々として烟雲月を隔つ一士人の蛇の目傘
を携さへ一の谷の謠曲を唱ひ微醉緩歩して治左衛門か側を過
んどす即是れ斬るへしとし躍て刀を下そ其人忽ち治左衛門を
取て數歩の外に投そ驚き起たんとそれは其人來り捉へて曰く

汝試斬せんとするか止めよ人命は輕きものにあらざるなり因
て去る治左衛門地に伏して仰き見を稍々ありて之に追及ひ言
を盡くして罪を謝し故を告げ其名を問ふ士人笑ふて答へを再
三之を強ゆ士人曰く予は千葉周作なり周作は當時雙劍を以て
都下に鳴る人なり治左衛門驚き跪き叩頭して直に入門教授を
乞ふ周作首肯して別る翌日周作は門人に前夜の事を語り入門
を許せしと雖も彼來り見るの面目なかるべし語未だ終らざる
に治左衛門刺を通せり是より日夜奮勵遂に其術に長し櫻田に
出るの前數日猶千葉氏の門にありと云ふ

齋藤監物

齋藤監物名は一徳文里と號す世々常陸國那珂郡靜神社の長官
たり父を式部と稱そ此社は式内の神に屬し建業樞命手力雄命

を祀り郡中四十八村の鎮守にして水戸藩主より歳時には奉幣
 あり天保の末中納言龍を受くる時監物神社の氏子を築め首と
 して君臣の大義を説き君宥を雪かんことを神明に祈誓せしに
 之か爲めに忠義の氣を起さる少なからそ既にして國歩日に
 艱難に赴くを以て監物大に憤激する所あり微行して江戸に至
 り老中阿部伊勢守に上書したり其要に曰く昨年五月國主前中
 納言致仕の命あり爾來國中の士民驚歎限りなし其身不肖なり
 と雖も職神明に事ふ國主の賢否は早く之を知れり前中納言平
 生報國の志深く幕府に對し貳心を抱かれしことを聞かそ先世
 の遺業を繼ぎ天下國家の爲に心を碎き文武忠孝を以て士民を
 教訓して云く當家は天朝の藩屏幕府の羽翼なり此れと若樂を
 共にして休戚を同くすへし假令へ其身賤しく職卑きものと雖も
 他國の士民と同一視すへからざるなり之に因り士民も其教に

從ひ文武忠孝の道を守るの外亦他事なし曾て國政能く整ひた
 るの故を以て褒賞を蒙られたるは海内の知る所なり然るに未
 た二年を経ず俄に致仕せしむるは是れ何の故ぞや今殿座をば
 解かると雖も猶政事と與ることを許さず上下疑懼の念やむ時
 あり萬一野心を挾めりと唱ふる者ある時は只水戸一家の瑕玼
 のみならず實は三藩同一體の瑕玼たり之れが臣子たるもの瘡
 食を安んずべきまおらそ抑道路の風説は前中納言釋氏を憎み
 國中に感佛の令を布けりといふものあり是れ誤りあり先君威
 公の遺志を繼ぎ神州の正道を崇み寺社僧祝を賤せす法も違ふ
 ものは其罪を正せしより僧徒の戒律を犯し命令に従はざる輩
 は其寺院を毀たれしこと之れ無きまあらす此事有司を召して
 推問せば事自ら分明あるべし且近年夷船渡來人心洶々此時
 方り藩屏輔翼の家よして士民騒動するあらハ實は國家の大

あり因て不敬を願みす敢て愚衷を陳せり伊勢守其書を見て越
訴ありと一監物を捕へて水戸に禁錮せしむ監物威儀嚴肅よ
て風采あり目光炯々人見て之を憚る性洒落よ一て世を不可
するの概あり藤田東湖の書法を學ひ又武藝を好み神道無念流
の奥義を究む幾もなく罪を免し隱居を命せられ舎弟式部を
て其職を繼かむ監物時世の非なるを見て慷慨遣る所なく風
雅の遊を名として四方の士に交はり竊かに世運を回復せんこ
とを謀れり諸藩の名士水戸に來るもの率ね監物の門を叩き臂
を把て當世の務を談し關西の志士梅田源次郎大樂源太郎等も
亦暫く來り寓し共に謀る所あり其邸中に壁劍場を設け少壯子
弟を教授し義氣を培養し緩急の用に備ふ此時幕府の紀綱漸く
弛み内憂外患日に切迫し海防の論頻に喧し幕府再たひ前中納
言を起せしを以て同く罪を獲たり一戸田銀次郎藤田東湖等出

て事に與り監物等も亦盜職に復せり賜勅の事起るに及ひ金子
高橋等と謀を合せ私に去て江戸に出て遂に櫻田の舉に至る此
時頗る奮闘して殺傷する所多く其身も亦項上より目に直り六
寸深さ五分右の腕三寸深さ一寸左の腕一寸右の指より食指に
直り三寸五分の創を被ふり細川邸に自訴したり其書を能くす
るを聞き一士人揮毫を請ふものあり創劇しく人以此難とせし
に監物忽ち起て筆を把り一首の和歌を書して曰く
國の爲め積る思も天津日よ
解けて嬉しき今朝の淡雪
居ること六日よして死す時に年三十九

經洲要人

經洲要人名は鈴陳常陸國茨城郡古内村諏訪神社の祠官なり父

を數馬と曰ふ幼より武藝を好み殊に劍術に達し就て之を學ぶ
 の多し天保の末君寇を雪かんと欲し江戸に至り其侯の邸に哀
 訴して罪を獲齋藤監物等と同一く水戸に禁錮せらる後數年免
 るされて家は歸り父の後を承て祠官とある金子高橋等と謀り
 將に江戸に赴かんとす一日子義次告げて曰く吾故あり將に
 遠く旅行せんとす汝は能く家を守るべし義次父の顔色を見て
 心頗る憂を懷き其故を問ふこと切あり要人曰く吾志達するを
 得は即止むべきも若し誤りあるに及ひ獄吏汝を捕へて糺問せ
 ん其時に至り眞に知らずんは答へも自ら易かるべし既に知り
 ながら知らずと言ふは言辭濁りて醜く此事汝の與るべき所
 にあらず知らざるは反て知るに勝れるありとて直に出で去る
 櫻田に出で審問し逃れ去り八代洲河岸に於て自殺す時に年五
 十一其後義次父の遺衣を檢するに祭服の襟に同志に寄する一

書あり其文に曰く

御國難以來兼て忠憤を忍び義勇を蓄ひ各方へ力を戮せ心を
 同ふして萬か一にも御國恩を報ひ奉らんと張詰り居り供に
 死生を極め進退致度候へ共今や容易ならざる時機さし迫り
 我等戦の重きところ更に逃れかたく必死の覚悟相極め候に
 恐天朝公邊を初め我兩君の御爲のみならず國家の御爲め
 万武士萬民に代り我身命を皇國天地大神に捧け奉り武藏
 屍をさらし神州への御奉公を盡し奉り候間我等心中御察し
 如此誠心御繼ぎ成されべく候謹言
 國の爲君の爲と思ひ立つ
 身は武藏野の露と消ゆとも

稻田重藏

第七章 二士之傳 十八士之傳

二百十四
 稻田重藏名は正辰常陸那珂郡下國井村の農孫右衛門の子あり
 幼時より水戸の藩士田九稻之衛門の家より事へ天保中稻之衛門
 の勤めにより町方同心となり金子孫二郎郡奉行たり一時其體
 慎實直あるを見て郡吏より擧ぐ孫二郎職を罷りめらるる時重藏之
 を愛ひ昔を上官より贈り論する所あり因て同一く罪を獲て職を
 免す孫二郎再び用ひらるるに及ひ重藏も亦復職し進て内元締
 とあり士籍より列す孫二郎と志を同ふ共國を去らんとす一
 夕酒を命じ妻子より告げて曰く吾所用あり將に江戸に赴かんと
 す歸期も亦遠きにあらざるへいとて温顔之を諭し毫も憂愁の
 色を顯はさず故に妻子も敢て怪まざるなり已にして孫二郎に
 從ひて去り眞壁郡に至る時幕府の捕吏之を物色し竊に後を慕
 ひ來るものあり重藏低聲孫二郎に謂て曰く若し共捕はれに
 就かは大事則止まん事急あらは吾貴名を假り偽て金子と稱し

圖死せんとす其間を得て逃れ去るあらは驚くは免るるを得べ
 一捕吏も亦近つかす遂に事なくして江戸に達せり同盟の士來
 會するもの未だ多からず重藏曰く徒らに人を待たは機を失ふ
 の恐れあり斷して行はんに何ぞ衆寡を問ふを須ひんや遂に其
 議に決し櫻田に出て重藏進て數人と戦ひ身に十餘創を蒙り遂
 に戦死す年四十七

杉山彌一郎

杉山彌一郎名は借信父を孫十郎といふ鐵砲師を以て水戸に仕
 不彌一郎其技に精しきこと父祖に過きたり前中納言駒込の邸
 に幽せられしとき文武の師範及ひ床几廻組の諸士非常を戒む
 是れ幕府が書を加へんとするの説あるを以てあり彌一郎も亦
 之を俱にせんと欲すれども職身くして能はば然とも憂心止ま

す密かに江戸に赴き夜々館邊を徘徊して不虞を警め一首の歌を詠せり曰く

烏羽玉の夜るはすからに忍ひつゝ

其後同志士と長岡驛に屯て江戸に走り常に井伊掃部頭の手首に創を受け事終り諸士と共に自訴後堀丹彼守の邸に囚はれて斬に處せらる年三十八

榮助宗道

蓮田市五郎名は正實父を榮助と曰ふ市五郎早く父を喪ひ母に養はる性學問を好めとも家貧一くて紙筆を購ひ難し自ら三食

を減じて其費に充て饑を忍びて勉學怠ることあり聞者感賞一の子非常あり他日成立する所あるべし復凡人の及ふ所よありすと一へり初め町方同心となり安政の初めに寺社方の手代となる齋藤監物と交り親し迷に相談りて櫻田の一擧に同盟し後本多修理亮邸に囚はる市五郎性至孝四中より其母姉等よ寄する書あり情義紙に溢れ讀むる涙を揮ひさるはなし其書に曰く

一筆申上奉候この頃やうう天氣もつゝきのどやかに相成候處先つまつ御母さま御姉さま御捕遊はし御機げんよく御座被遊まことよまことにめで度御事に奉存候さて私事去月三日の朝同志の者都合十八人申合御大老井伊掃部頭を討留それより御老中脇坂殿は自訴に及び其夜細川家に御預けに相成同九日夜本多修理之助殿は御預けに相成今日まで日を

送り申候かね、御承知被爲在候通り井伊家は天下の奸臣
にして御家は猶更仇敵あり一昨年より御家臣安島帯刀様
根先生を始めと一有名の人々むじつの罪にて死罪に行はれ
或ハ苦心の餘り切腹仕り或ハ獄中に狂死申候或は遠き島
々へ流さるゝ者等出来候も全く井伊家の所爲あれば天下の
御爲此度私儀討手の人數に加はり本望を達し候段先づまつ
けなげ成る致方と御悦ひ被下べく候其場の働きは随分人に
は劣り申さぬ様覺えまおらせ候手宛ハ右の肩二寸同腕三寸
二ヶ所何れも今ハ平癒仕候最早せんさくもあらあはきはま
り候得は近日仕置に逢ふ事と奉存候二十八年の御鴻恩露塵
報ひ奉らず先立ち不孝は如何様ぞんじ上候ても只今ハ致方無
之恐入候儀は申迄も無御座候得共卒々御ゆるし下され
候様願上まひらせ候つら、御身の上を勘考仕候よ御母さ

まほと終身因果なる御方は世間には餘り御座ある間敷御年
みろじ餘り御父様に御別れ遊はし大勢の兄弟も御獨りて
御養育遊はし其内度々の不孝かたかた御苦心のみ遊され候
事言の業難盡誠に男子にては私一人なるを千辛萬苦して
成長せしめやうやう三四年この方少しは御安心の御座も有
之様と奉存候右の處また一昨年より御國難打續き始終
御心配の中へ此度の次第御聞遊はされ候てはいかばかりの
御悲歎やら御察し申上奉り候實に恐多く奉存候宿元出立の
御前文の次第も不申上ろうく御いとまこひも不仕罷出無
々御立腹せられ候半と奉存候今更先非後悔仕候事に御座候
尤其節意味申上候は、御悲歎の餘りいかある思召あらせら
れ候半哉と存上候ま、不申上事に候得はうの罪も御許し遊
され下さるべく候私身分の儀は最早致方も無御座候今日の

内にも御刑まつまで大半はりつけにかける事と存候得ハ遊もかへらぬ事故御思きり遊ハ御姉さまへよき御事と遊ハ私と御思召御一生を御くらハ遊はされ候外有之間敷と奉存候くり返一考居候ても人の一命はかきりあるものと相見え申候死すべき時生るもあり生べき時死ぬもありて私など御先立申候も佛家に申さバ前世の約束事にてこれか所謂天命と申ものに御座候哉と奉存候もなくして人間の一命が容易に捨てらるるものには無御座候私儀昨十月大病相煩候節相果候は此度の一事に出候事能はず病死するより天下の爲め死するころ本望なれば却て心をきりかへされ且人間世界の常なきを御さとり遊ハこののち御あきらめのほどくれくれもねかひ上まひらせ候

一御姉さまハ申上候是まで海山の御恩をこふひり難有そん

じ上まおらせ候一生の内ハいつしか御恩返一可仕と存居候處今般の次第にてハ御恩返一所にハ無之おもひ懸けざる御悲歎を御懸はなれた恐入候事にて御座候最早私身の上ハいた一方も無之此上は第一に御母さまの御事大切に御座候私儀は御母さまをふりすてかやう成行不孝の上にも不孝をかさね申わけ無之不屈ものめと御腹立せられ候半敷是も私の爲めあらず君の爲め世の爲めあれハ是非なき次第と思召これより別して心を盡され御母さまハ私の分まで御孝行御盡し被下候はたとへ私ハ死候ても草葉の蔭けより御禮は申上候御姉さまの是まで御えんつき遊はさるも只今にてはかやうを露に成行御母さまを御姉様か御あつかり被成候事とせんせんよりの定り事かと存上まおらせ候くれくれも御母さまの御事計御大切に願上まおらせ候

一金町御姉さまは申上候私かやう成行無々御悲歎の御事と奉存候私事は御おきらめ遊はし御母さまを御大切に遊され可被下候子供等へ能御そたて遊さるべく候此手紙三度目にやうやう相認め申候二度ほどかき初め半に至り候て落涙に沈みおきらぬ申候御母さまへ御禮御いとま乞御申譯かゝかた申上候得共御手許までとゞき候哉不相知萬一御披見不相成候は、此書状にて御おきらめ可被下候申上度事やまやま御座候得共とて筆には盡しおたく且人目をまのびなくなくやうやう相認め候まゝたゞ々々御いとま乞まておらあら奉申上候以上

蓮田市五郎

御母上さまは、兩御姉上さまは、
尙々これよりは何事も痛左五郎様へ御相談遊はし御世話

に御成可被成候左五郎様か玉川先生あらは何れも眞實深き人ゆる如才に致くれ申す間敷候司令丸に預け金拾六兩壹分貳朱の内拾貳兩受取申候殘金四兩餘りハ先方へ御懸合御取可被成候其外石神村黒澤覺藏と申ものへ金三拾兩貸置候間是ハ鈴木彦藏と申人痛勘藏殿妻の弟にて委細其意味存居候得は矢口ハ御相談遊され御取返可被成候

口上

一先以御家内中様御揃益御機嫌能被遊御座候段恐悦奉存候扱は小子儀去月三月斬好一條に加里迷に本懐をは相達申候同志の者四人にて脇坂侯に及自訴當節八町堀本多家に御預被仰付先今日迄無事に消光罷在候尋大人にハ幼少の時分より御厚情を蒙り御禮筆紙に難盡候最早生前拜晤を得候事も不相成終天の遺憾此事に御座候御禮御暇乞旁委細可呈一書

と奉存候得共家郷の念一發血涙潜々心腸如焚大勢の役人列座中獨座涕泣も弱心の至と思はれんも何か耻敷奉存候故別段一替不呈候萬々僕的心中御深察可被下候一家繼統の儀姉へも云々萬端尋大人の思召を仰候様母へも申遣候得何卒御垂憐御世話可被下候大半穿鑿も相濟去月廿七日評定所に出候後今以呼出無之不審に存居候處昨日承り候得ハ禁行の二人も大坂に於て被召捕候由不堪驚愕候定て素志も不相伸内と相見候得ハ我輩も速に死に就を以榮と心得申候何れ典刑は磔の梟首と相見候得共是ハ覺悟の前なれば總令如何様被致候とも毫も厭不仕候唯々日夜心中に不堪悲泣仕候ハ母の一事に御座候何卒此一通御持參被下母に御渡し何分にもあきらめ呉候様御示教の程奉願候母にも一書暇乞迄漸く涙に沈み大略相認候處如何出來候哉幾度もよ

泰幡は婿重任なり

み返しも不致定て前後不調法相分兼候半尋大人にて御諷聞せ奉願候僕の死は來月半と相覺申候他日僕の死日相分り候ハ、招魂の祭式の儒道にて相願申上候何事も宜敷様奉願上候御暇乞迄早暮なら如此御座候以上

閏三月廿五日

廉

泰幡尋大人

又市五郎が訊問の顛末を書して同志士に寄する一篇あり其文收めて前章に在り諸士と同しく斬に處せらる死する時年二十八

森山繁之介

森山繁之介名の政徳父を五八と曰ふ人となり跌宕にして荷も屈下せず且捷悟にして口辯あり安政の初め矢倉奉行高橋多一

第七章 二士之傳 十八士之傳

二百二十五

郎の推拔を以て其屬吏となり賜勅の事起るま及びて同志士と
 長岡驛に屯し遂に潜行して江戸に至り諸士と共に櫻田に出で
 健闘して數劍を負ひ去て細川邸に自訴す言語明晰有司感動
 乃謂て曰く從容として死に就くとは是等の人をいふならん
 とて皆之を惜めり後田村邸に囚はれて諸士と共に斬らるる
 年二十六其臨終の歌は曰く
 君か爲め思ひ残さぬ武士の
 あき人数も入るそうれまき

廣木松之介

水戸人後藤權五郎名は暉といふものあり是又藤原の土なり幕府の遺捕を逃れ越後に潜み廣木松

廣木松之介名は有良評定所物書備たり大關和七郎と親しきを
 以て櫻田の舉に同盟し事終り逃れて家に歸る父悦はすして曰
 く何爲る其場に戦死せざるや松之介更よ志を勵ま去て四方

之介は傳傳す時歌等あり世に傳有良とふす

に潜匿し加賀國某地の一寺に入り僧とある其後同志の人皆刑
 死するを聞き一日主僧に對し談話の末嘆いて曰く人生は朝露
 の如し今日無事なるもの明日幽界の客とあるも亦知るへから
 す吾若し空しあらん日は後生を吊せんことを請ふ已にして見
 えす墓所に自殺して死する人あるを聞き主僧往て見れば松之
 介にして時に文久二年三月三日あり年二十五此年十一月一八
 の行脚僧水戸に來り松之介か家を訪ひ其遺物を返へし前旨を
 告げたり之に依り家人も初めて其顛末を詳かに一聞くもの亦
 其義烈を感しるなり

増子金八 海後嵯崎之介

増子金八は水戸藩士増子三太夫の弟あり櫻田に出で共に闘ひ
 又逃れ處々に潜匿して逮捕を免れ後ち敵に逢ふて歸り家に在

り數年に一て病死す
海後嵯崎之介名は宗親常陸國久慈郡米崎村の祠官なり劍術を
善くす櫻田に出で共に闘ひ其一指を落し遂に逃れ四方に潜行
して逮捕を免れ救に逢て家に歸り復敢て當時の事を語らす年
老今猶存せり

附録

二士十八士ノ詩歌頗ル多カラシ此ニ載スルハ本籍材料蒐輯
ノ際得タル所ノモノヲ錄ス故ニ遺漏多キヲ咎ムルコト勿レ

詩

戊午九月念三發江戸邸歸郷

柚門 高橋愛譜

客心飄泊老秋風、國事遷延愛不窮、夕拜賜衣朝北去、一封詠草淚流
紅、

和豐田天功韻

賣國姦臣謀日新、忠良號泣訴天神、神州恢復知誰任、多是親朋獄裡
人、

昨夜有歸郷之命、使節臨門如星、今夕思命又留臣等數輩、世途
之艱難不可名狀、慨然賦一絶、

金風颯々促深秋、身似飛蓬送去留、官祿於吾如土芥、腥臊邪教奈皇

附録

州

頻年役々憂風塵、世味嘗來老此身、酒困齷齪量愈減、詩迎春色興猶新、平生心事向誰語、天下憂患難筆伸、願下雄刀何日試、有時辭勃淚沾巾、

堂々神國二千春、賊氣蔽天威不振、廟謠唱和營私甚、不知何日國風新、

外患內憂相共來、國恩難報愧陳才、微官却有消貧樂、風月滿襟伴酒盃、

未聽廟謨決戰和、砲烟日向武城多、今年患甚去年患、不知明年又如何、

志願未成又逢春、親朋多是獄中人、弟兄昨日就輕典、愧負水城烈士倫、

貝錦織成世路難、憶君不耐淚潛々、躊躇邸外月明夜、偏照行人腸裡寒、

布施夜泊

眠覺長江杳渺邊、曾無夜半遠鐘傳、涼風吹落山頭月、無限清愁孤客情、

至評定所途中

身處艱難殆廿年、孤忠照覽付蒼天、國家傾覆人休怪、蔽日濛々漢々烟、

正月十四日夜夢茅伯陽後得二十八字

處難落魄十年々、不語此身爲瓦全、親友憂邦多死別、夢迷夜々塚原邊、

○

黑澤勝算

呼狂呼賊任他評、多歲愁雲一旦晴、方是櫻花好時節、櫻田門外血如

附錄

櫻

○

森直長

白刃爭飛雪、斬仇剛主恩、今朝吾事畢、芳臭任人言

寄柳澤處士荒井貞藏在東隣之獄

錦堆 關 道

塵世功名爭破情、嗟君志業在生平、寄言非是邊庭遠、忍聽寒江孤雁聲

冬夜獄中漫吟

枉就幽囚還故鄉、姓名在世寧辭狂、五更懸柝乾坤寂、頭斷場荒月似霜

時事關心難作眠、喚風延月轉悽然、滿胸忠憤悲歌夕、憶起文山就義年

途中口占

欲植綱常曷所求、凍雲踏破万山頭、誰憐心事殊平昔、雪沒寒江未沒憂

過大江山麓

天將神冥付英雄、忽見孤冢奏偉功、魁賊授首知那處、雪深千丈嶽邊風

天橋立夜望

龍跨天橋勢欲飛、喬松傳響晚潮悲、舟懸片岸風沈處、月暗群巒雪自時、荒落丹心唯愛酒、蒼茫客路好爲詩、哀絲豪竹寬愁意、紅淚何堪如雨滋

秋川舟中口占

獨憐大義屬吾身、遠向鄉關憶故人、憤氣滿腔無所訴、不知何地可棲身

吉岡浴場偶成

附錄

夢過常陽筑波峰、白雲峻嶺幾千重、誰知身作山陰客、愁裡相思倚碧松、

在因州憶住谷大胡二子
九州形勢近如何、定讖勤王義旅多、日夕依欄遙想望、陰山不見雁飛過、

懷小弟叔強、寄仲弟秀武於南隣獄舍、
誰將紅淚洗泉土、別後同爲縲紲人、瘴氣侵肌難促睡、冤聲徹耳易傷神、死生誓執君臣義、飢渴猶存鐵石心、借問故園梅一樹、放香爲能挽回春、

披傳將歸國即得二絕
仰不愧天寧愧地、丹心如火亦明誰、滿山風雪吟懷豁、正是從容就義時、
形迹多年如鷺鳥、辨知憂樂後兼先、一朝屈在樊籠裡、難博南洋万里

天、

本月六日就縛、已入鄉國、過瑞龍山下、感激往事、血淚沾臆者數刻、謹賦一絕、沈吟敬恭、以奉先君之靈焉、
死無補國生何益、蕭拜曷堪縲紲中、狂骨縱爲斷場土、冤魂依舊起遺風、

三月三日於閩老臨阪侯之邸口吟
蓮田正實
欲挽頽波回世運、一朝斬破姦魁頭、殘軀縱爲蕪塵滅、凛々英名千載流、

賦
七日夜夢與母賞花於庭前、樂甚矣、已而悟不覺血淚萬行、因綠酒奉歡慈母傍、花促清宴興無疆、三更夢寤驚起坐、不在家庭在異鄉、

附錄

春滿墨江烟景新、櫻花爛熳紅塵、可憐昔日遊遊子、歸作從容就死

人、
身嬰劔鏃志愈雄、剛肝擬學椒山風、生前恩澤報無處、除姦聊知效寸

忠、
三月二十七日評定所口吟

仗節元期大義明、挺身欲拂海峽橫、回頭人世總如夢、千載空餘忠烈

名、
道理貫肝義填胸、從容笑處死生中、安知一片忠魂鬼、夙夜儼然護皇

宮、
幽囚乍過六旬日、每憶家鄉血淚垂、縱有鄉心勞遠夢、難奈法網此身

隨、
既以一身託劔鏃、只悲慈母碎心腸、幽囚夜半孤眠夢、偏向故園住處

行、
皇道久衰頹、誰能戴至尊、姦曲重慘毒、醜虜勢吐吞、不有迅雷斷、爭支

狂浪飄、嗟予深感激、生死報天恩、
嗟予十歲喪先親、成立一仰慈母訓、大義不成忠孝廢、一生心事向誰

陳、
今日杞憂一日深、孤忠欲挽夕陽沈、休言身死無功效、必有明神鑒赤

心、
欲明大義正華夷、頑鈍豈圖失事宜、身死功名難共得、業空忠孝兩相

虧、一念至此欲腸斷、淋漓只看血淚垂、二十八年夢乍覺、一片浩氣大

空歸、
外攘夷狄內安民、一紙詔書泣鬼神、莫怪水城峰起變、不將勅命付他人

慷慨殉難翁、乾坤欲振義氣報國恩、一任小金晚秋月、照破精誠百鍊魂、

歌

呼出しの時

金子教孝

詔り空くせしと一筋に

身のかくて空くなれと鳥羽玉の
思ひこめての甲斐なからめや

世のあかり行く便りならまし
いふつらに散る櫻とはいひなまし

花の心へ人はしらすに

二十八日雨雪稲田に至りて

君の爲めひそみ行身の旅衣

ぬるゝも嬉しはるのあわゆき

三月朔日川崎樓にて

大丈夫の涙に袖をしほりつゝ

まよふ旅寝もたゝ國のため

同四日箱根にて

白雪のしはし降しはおのか身の

濡衣そゝくしるしなるらん

降りしきる雪ふみ分けて箱根山

いとゝさひしき心地こそすれ

さためあき世にもありける箱根山

またこえんとは思ひかけきや

同五日不二川にて

附録

武士の鏡なりけり駿河なる

するとき川の清きなかれば

同九日四日市に至りそゝろなる事にて坂口氏の手にど
らへられ

みそき來しぬるゝからへの濡れころも

たへしの暇もいなんどろ思ふ

同十三日坂口大阪より歸きて伴ゆかんとて参りければ
いゝつらにさまよふ頼の旅衣

はやもとのまゝおどつれもかな

安政六のどし五月中頃君の御爲せつに思ひこめて
かへせとの君のみことは梓弓

世を引かへすことそあらまゝ

下りつる世を引かへす梓弓

いと勇まゝき旅ころもかな

○

ふりーきる雪はなかゝ埋もれて

夜半よ緑の深き筑波根

紅葉の幾重か下にうもれども

染にーいろのえころかひらね

いたつらに散るゝ花ともいひなまゝ

花の心へ人の知らすに

長岡驛に建てー大日本大小至忠楠公靈表と認めたる杭
の側面よ書きつけゝる

七度も生かへり來て皇國を

まもり魂とならんますらを

こゝろさしまめやかなりし松延氏榮介が身まかりつる

附録

又の年の夏其家よみよりて
なからへてあらましかえと思ふより

さし茂るゝろにぬるゝ抽るる

○ 國を思ひ家をも捨てゝ武士の

名を惜むゆる身をは惜まそ

菊水の清き流を長岡に

汲て御國の耻をそゝかん

大君のうき御心をやそめそは

再ひ國に歸らさらまし

○

故郷の空をし行けはたらちねに

身のありさまを告げよ雁かね

高橋愛諸

いかはかり淋しかるらん今日よりは

涙に曇るねやの燈火

別きてもまた逢ことは有磯海の

みちひは汐のならひとろしれ

出ていなは誰かは告げん我宿の

にはふ櫻の朝のけしきを

鹿島なる師靈の御剣を

心ろにときてゆくはこのたひ

豊後佐伯といふ所に流さるゝと聞てよめる

漕出る船の行衛もえら浪の

いつくの浦に春やむかへむ

大和錦

佐野光明

天照らす神の宮居は神さひて伊勢津に引けるいと車大和

附録

錦に織りなせるその古への御旗をは五月蠅なそ心も黒き
 夷らをなて近づけて汚しつゝ皇御國の雲井まで己かまに
 踏みおらし彌生なかはの事なれば今の光りに眞心も
 皆うかゝとあつみつゝ大宮人の身あからに五月蠅なし
 つるうき事を雲の上まで曇らせて赤き心の宮人をとらへ
 盡して東路に圍み下して武藏なる獄の中にひそめらる眞
 心深き人々をなほあしさまにとりなして罪なき罪につみ
 なひて親の罪とてうま子まで遠き島根に流しけるなほ春
 雨にそほぬるゝ鶯ならて我袖に落る涙は乾かねと露打拂
 ひ大丈夫か心のたけを取直し大浦浪と生しける八重の菫
 をなき盡し錦の御旗春風に吹なひかして梓弓ひきまほり
 つゝ夷らを千里の海に退けて猶日の本に千萬の夷の國を
 なひかせむ

○

面影を月に殘して有明の

かそめる空に返る雁かね

我戀は人にいそれぬ忍草

露の命をたれに語らん

八重菫しけりて道もわかねとも

さけ佩く太刀に薙つくさまし

東路の草屋に住める賤か身を

雲井の内にさゝけまつらん

うきことこのいや積をも劍太刀

あたなす人をはらひ清めん

かりならぬ旅の宿りに今日も亦

思ろいつるしき島の道

附録

あら樂し思ひは晴るゝ三日月の
明行く雪と消て嬾しき

櫻田出陣前夕

諸どもに思ひいる矢の強けきは

堅き岩をも通ささらめや

黒澤勝算

○ 東路を出て日敷をふる雪の

いつか思ひの解すやはある

はるゝと心こし路のけふころは

思ひもはれてむすふ夢かな

○

あちきなき暗の夜出てゝ武藏野の

名を廣々と雲のうへまで

廣岡政則

森直長

○ 露の身とおもへは輕き花の雪

散るへき時は大和魂

一すちに思ひうめけん大和鉞

うちて碎る名のみなりけり

君か爲めうちて碎る鋒先を

うけて見よかし大和魂

武藏野のはらに生ぬる醜草を

けふを限りにたやすうと思ふ

かしこくも皇御ためと益荒雄か

思ひつめては言の葉もなし

壬戌の年元旦の朝雪降りければ述懐の心をよめる

關遠

附録

梓弓はるともしらて白雪の

ふるの獄に入るう悲しき

孤臣在獄之圖

身はかくて沈みはつとも君か世の

うきには漏れぬ臣とこそしれ

孤臣獄中見蜘蛛圖

さゝかにの絲より細き玉の緒も

絶えそは如何に嬉しからまし

寄蓮述懐

濁らしの名のみ残らは蓮の葉の

玉は消ゆとも恨なからん

記喜

おもひいる獄やならねは梓弓

聴くひしめてひきもかへらむ

姥捨山の邊にて

今夜しも姥捨山にそむ月の

旅のあえれをたれにかゝらん

さらぬたに旅はあえれのあるものを

姥捨山の冬の夜の月

○

めては海ゆんては山の雪にめて

物思ひなき旅もしてまし

かへる山雁の名所なりとき

越の海へたつるかりのかへる山

歸るよーあきねをもするかな

○

附録

姿てふものゝ心を隠さすは

かゝる旅路をいかよへぬべき

簑笠に姿かくるゝをりゝり

あかゝ旅の身ころ安けれ

萩よて元日の朝よみて赤川某に遣りける

大君の恥もすゝかて玉の緒も

絶えぬ計りよ歳のくれゆく

病中歳暮述懐

梓弓はるとやこゝに鶯の

音をなつかしみわれり來にーを

七日赤川に別を告げて都のかゝをいそくとて心の

中よ思ひつゝけゝる

我こそは旅寐もろする都には

若菜つむへき比とおもふよ

雪をいとふ谷の鶯けふよりや

春をーめつる時のきつらん

よーさらり都の春をいそかあん

花をーめつる我こゝろかり

鶯よ道もからあん梅の花

いかみみやこはかすみこむとも

故郷の花を見すてゝ迷ふ身も

都の春をおもふはかりろ

越の水原の里よかりねーて

故郷の人もこよひは詠むやと

思へはちゝに物おもふかな

ふるさとは後山河を隔つそと

附録

月に問はまゝ水原の里

をりくゝの雨夜の虫に語らせて

旅のホそれの限りをや見ん

幾夜へて起きふす草の枕も

終に驚くホきはつらせ

鳴連れて越路の山の遠近を

月にわけゆく雁のひとつら

ことけき浮世のさまを厭ふかな

月さへも亦曇りはてぬる

熊澤先生の墓を拜して

ホくせきて歸る旅路のはてはまた

君か誠のホとを透ははや

上州松井田よ宿りて

夜と共に關の戸さゝや明けぬらん

淺間が嶽に月を傾ふく

越前に至りて野村淵藏といへる人のもとよ寓す常陸帶

けふめぐり來て云々とホりけれはかへ

安からぬ世にめぐりこゝ常陸帶

結ひ甲斐もありところいれ

獄中雜詠

餘所目ももうと思ひ獄さへ

今は身を置く世とありにける

枯殘る海の風の音立て

一むらすくる小夜くれかな

同一獄に囚れてありける弟なる平澤秀武の許へ詠て

附録

遣しける

めぐり逢て姿見へねど聲うへて

露の身も草の露も起臥の

こは又いかにかゝるあみたり

見んこと難き世と成よけり

聞雁思都

雨やふる雁や渡ると寝覺して

都もかくや夜半の淋しき

網代木よ時へー水に影のうつるを見てよめる

移し見るかひやなからん水鏡

影のやつれの世にならひつゝ

身もかくて捨はやと思ふ思ひきや

また來む春の花を見んとは

君か代を思ふ心のあか澁の

みつの底いる人やくむらん

梓弓引こそかへれ國の爲め

思ひ入るへき戀ならへに

赤澁や水の濁りよすむ月の

清き心をくむ人よあき

同一ひとやある秋山うーの夢さめて父を思ふ歌よみて

わたりけれ返しの心をよめる

たらちねを思ふね覺やいかならん

雁鳴わたる有明けの月

○

玉章に音傳なくて夜なくの

夢路に歸る天津かりかね

附録

二十日餘り四日といへる夜明方近くよめる
かくしても世よ有明の袂ろと

思へんおもひぬるゝ月かな

二十四日の朝よめる

明つくれつ下り行く世を小車の

心細くもくりかへいつゝ

晦日夜曉近く宮居の鐘の音の風のまにゝ響わたりけ

れん心悦ひてよめる

いづもかく嬉しきものか東照る

神の宮居の曉のかね

歳暮

めくるへき春の光りを頼みにて

年の限りは嘆のすもかな

ひとゝせは今夜限りと思ふより

心静によをすこそはや

隣獄ある今泉子の許より世の中のうきてふ憂きにひき

かへて心いつけき年の暮かあるといひおこせ一同一心を

よめる

妻や子の頼みも今は絶えはてゝ

あまわりわひしき年の暮かあ

○

起てなけきいねては忍ふ心より

家を思ふのひまなかりけり

くり返す甲斐もありてや常陸帯

かここのかりの逢ふよしも哉

越路にて囚われけるより故郷に返るまで道すからの口

附録

すさひによみ侍り一歌とも書付侍る
すてゝかひあるか無かは白雪の

積る思ひの消えぬ身よいて

金澤曉發

なはて道夜寒の霜のおとゝへハ

結ふ氷のとけもやらすて

某ぬ一の恵みに詠するどて於會津之城下

枯残る冬の日かけの草葉よも

露の情はあるよありけり

白川ある旅のやどりにて時雨をよめる

ぬる間にもいたく時雨の誘ひ來て

覺てはつらき世にもあるかあ

細目に逢ふて瑞龍山の麓を過る頃謹てよめる

濡衣の幾重かさなるおのか身を

哀れと君はいろ一めさすや

太田村に親いき友どちによみて頼み遣一ける

思ひやることゝは知らて子心に

親の音信いかにまつらん

○

旅路經一つゝれもいつか身の上の

塵とあるまて朽果をま一

十寸鏡ちりはなくとも曇らま一

光りに歸れ大丈夫のとも

秋山子が囚はれとなり一は辛酉の秋九月にてありけれ

り菊の花畫きたるをもて余に歌よみてよといはれけれ

りよみてかきつけ侍る

附録

誰いらす枯野の菊の花よりも

捧し君のふかきいろ香を

○

あまれさの包みあまるや我袖に

何を頼みの春の夕かせ

たれこめて出るも入るもわかぬ身を

何誘ふらん春風のふく

梅の花なにさきつらん春風の

吹こそわたれ雪も見ゆるに

朝なあさなのとか顔にも聲立て

おのか春とや鶯のあく

思ひさや朽もはてあき梓弓

春の日うけのうせ誘ふとは

色も香も霞こめにし楡より

崩れてもろき花のまふつゆ

なくて世の梅の色香や満ぬらん

我をもさそへ花の下露

二月や初の日八日よ仰くあり

茜さす日のきよき御影を

梓弓弦ひきしめて思ふより

弓手のたゆむ心地こそすれ

すみの江のむすふ氷にあらねども

解けぬ思は我のみそする

此ころは身もさむしうに臥されて

夢よ隅田の花を見る哉

梅か香の匂ふかたをや慕ふらん

附録

けふ驚の過かてにゆく

三芳野の花の盛と思ひ寐の

夢長閑あるはるのあけほの

尋ぬへき人も嵐のゆふへには

花の名残を猶をーみつゝ

今日より野も若草の萌ぬらん

音ーつかある雨の降るれい

花とちり雪と消えよー跡とへは

早三四里もはる立よけり

いかよー奈良の都の山櫻

なるめーは身の昔ーなりけり

つはめさへ妻なれ顔に飛かへぬ

哀れ浮世の言傳もかな

有村兼清

初夢

初春よふーの高根に登りけり

御神にいのる夢を見るかを

○

故里の花を見すて、まゐふ身い

こや此春を思ふはるりよ

吾妻にて都の花を思ひて

齋藤一徳

ならはしの吉野の櫻如何あらん

東の花は今さるりあり

附録

をやみなきふるの軒端の雨の日に

通ふ燕の心ありけに

降りかゝる花の木うけに安居て

今を昔よ語りいてなん

○ いやたけき神に誓ひて武士の

思ひいるやはとほらさらめや

事あらへ告げよ隅田の都鳥

同ーうさねの友とおもへり

さきいて、散り行ものは武士の

道に匂へる花にうありける

○

君かためおもひを張り一梓弓

鯉淵鈴陳

引てゆるまー日本魂

もろ人にかはらへ事のことわざは

何いとひけん武士の道

○

杉山當信

名にー負ふ手筒のやまの手筒もて

まゐの夷をうち攘ははや

雪ーもをいとほす來ぬる旅衣

みこと待つ間そいと、寂ーき

おもひきやいたく日敷をふる年の

みゆきなからに春來ぬるとは

武藏野にいつか咲けん山櫻

けふのあらーに散るやものゝふ

春來れば猶消えやらぬ雪の間に

聞かまくおもふ鶯の聲

三月三日四日五日雪ふる細川侯の邸にありて五日の夕

空晴て月影のさーけるを見て

蓮田正實

降り積る思ひの雪の晴て今

附録

仰くもうれー春の夜の月

隅田川の花いと盛にて人々花見に出るよーを聞て
もろ人の花見るさまにひきかへて

嵐まつまの身をぢりれなる

この日は死に就くよと思へは辭世の歌よみ侍る(三月廿七日)

色香をは吉野の奥にとゝめおきて

惜ますに散る山櫻かな

花のため深く染めにし色香をは

散あん後う猶匂ふらん

母を思ひて

たらちねのまたも逢瀬の關あくは

ぬるまも夢に戀ぬ夜そまき

あわれある盡はひねもす夜もすから

胸にたえせぬ母の面影

かわく間もあられて袂の時雨るゝ

母を戀ーの涙ありけり

守人の櫻の花を一枝折ていたーけるに

守人のあさけーあくは此春

あきー櫻もいかにあめん

寄落花述懐

いそかねといつか嵐のさそひ來て

心せりしく散る櫻かな

世の爲めと思ひて盡くせし事ども皆むあしくなりぬと

覺えけき悲憤のあまりに

世の爲と思ひ盡くせし真心は

天津御神もこそなはすらん

附録

二百六十八
高橋 諸 徳

○
國の爲め思ひあけたる高橋の
渡りはてさる事ろくやーき

櫻田始末終

明治二十五年四月十五日印刷并出版

著作者
東京市本郷區田町三十二番地
野口 勝 一

發行者
茨城縣水戸市梅小路四番地
奥 谷 貞 次

全
東京市神田區表神保町十番地
松 延 亮 之 輔

印刷者
東京市芝區西久保茸手町一番地
長 尾 景 彌

發行
東京銀座四丁目 博聞本社

大阪備後町四丁目 博聞分社

千葉縣千葉町 博聞分社

福岡縣博多中島町 博聞分社



各地方販賣所

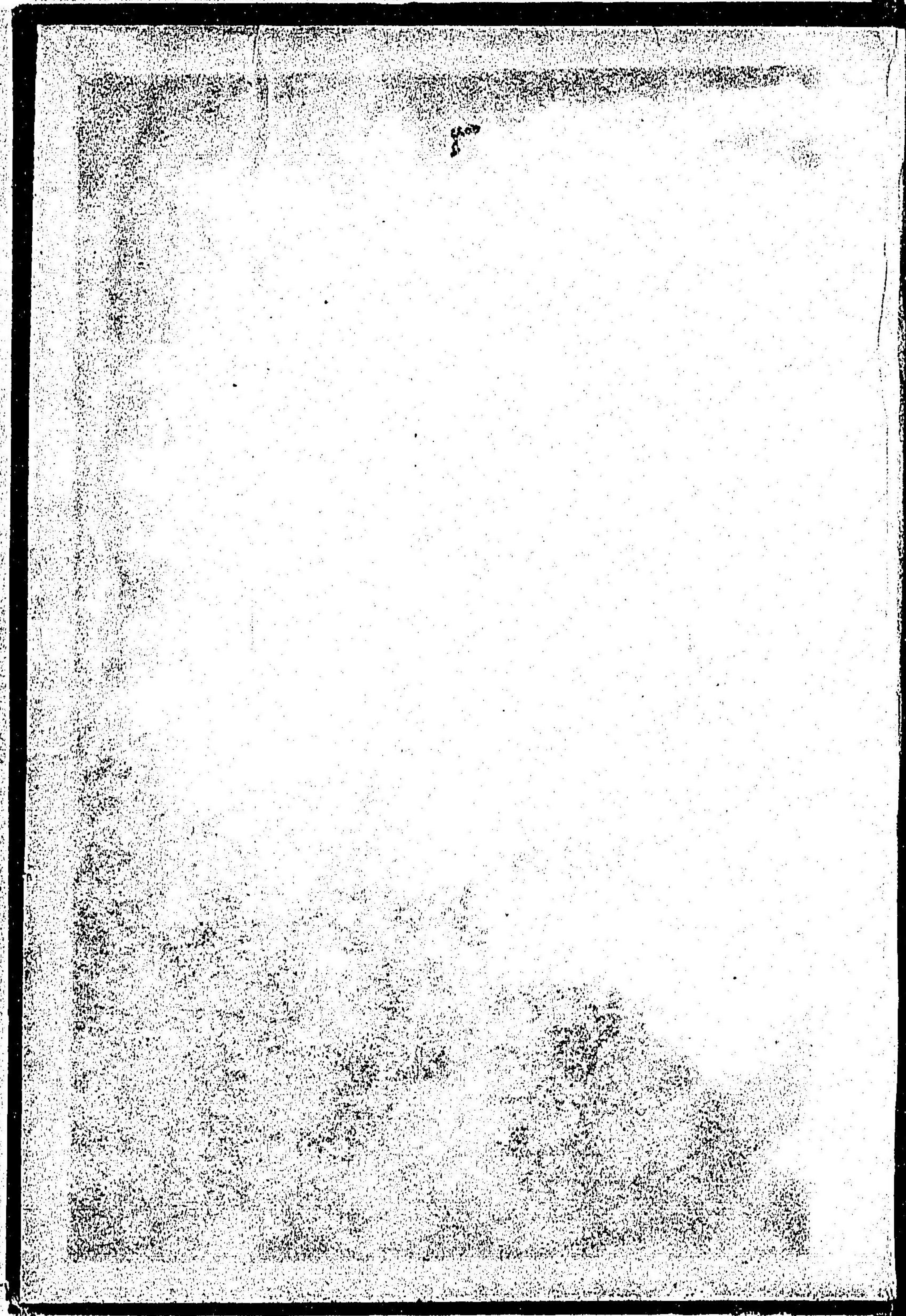
| | |
|----------|-------|
| 東京市神田區保町 | 博弘堂 |
| 東京市東區院 | 村上勘兵衛 |
| 京都市寺町通 | 田中治兵衛 |
| 京都市河原町 | 大黒屋書舖 |
| 京都市佛光寺通 | 東枝吉兵衛 |
| 兵庫縣神戶市 | 熊谷久榮堂 |
| 兵庫縣柏原町 | 中井正吉 |
| 神奈川縣橫濱市 | 九善書店 |
| 酒部市末廣町 | 魁文社 |
| 札幌市 | 前野良發 |
| 長崎縣長崎市 | 岡野五郎 |
| 埼玉縣熊谷 | 松枝悦三郎 |
| 埼玉縣岩槻 | 水野武平 |
| 埼玉縣行田町 | 滑野三内 |
| 群馬縣前橋町 | 煥乎堂 |
| 長野縣長野 | 西澤喜太郎 |
| 茨城縣水戸市 | 川又銀藏 |
| 茨城縣下妻 | 原江茂三郎 |
| 茨城縣土浦 | 伊沼彌介 |
| 栃木縣宇都宮 | 内山港三郎 |
| 栃木縣宇都宮 | 手塚祐次郎 |
| 福島縣福島町 | 豊間左右太 |

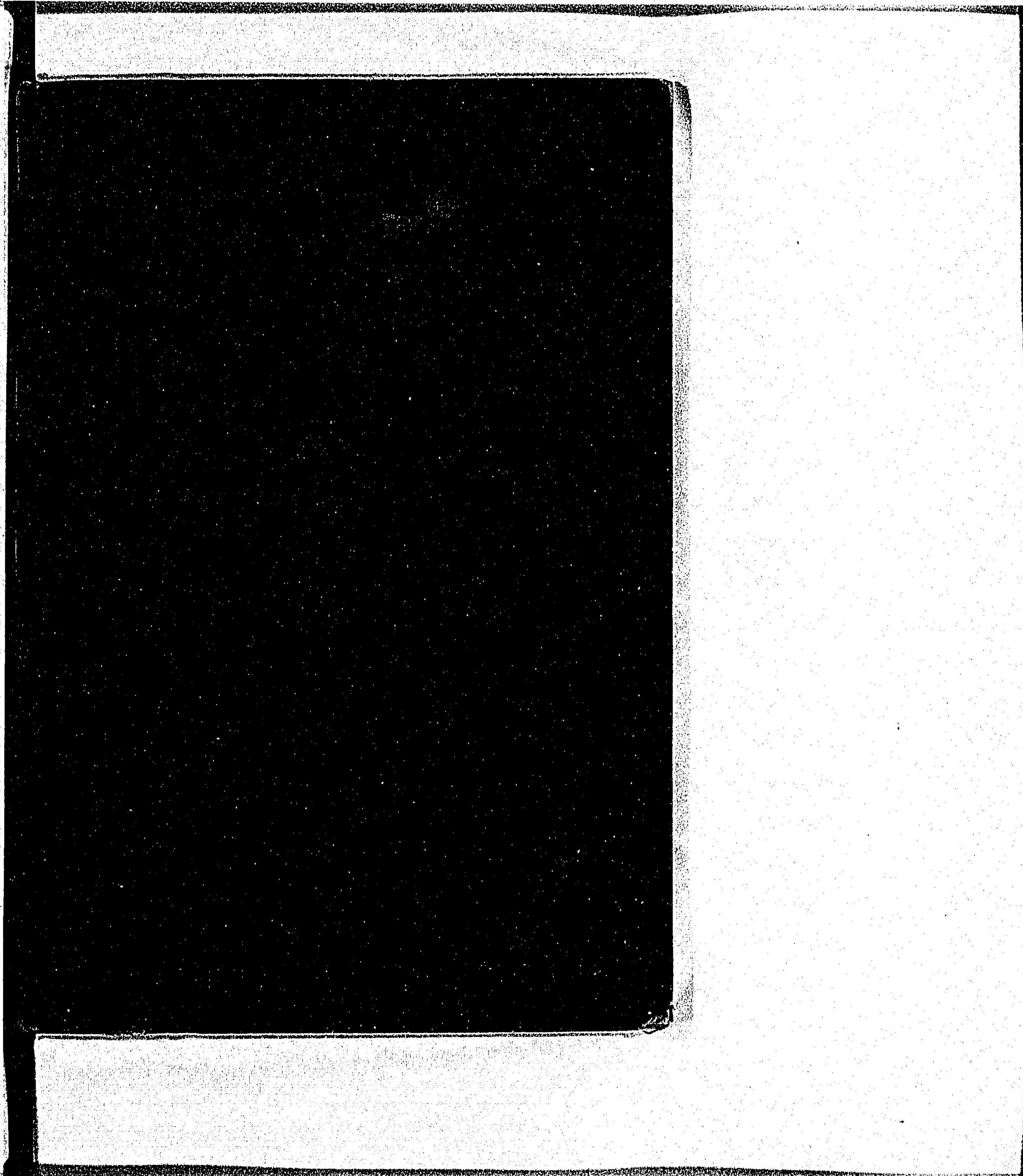
各地方販賣所

| | |
|---------|--------|
| 宮城縣仙臺市 | 木村文助 |
| 陸中縣盛岡市 | 泉北堂 |
| 青森縣弘前 | 野崎九兵衛 |
| 青森縣青森 | 鎌田商店 |
| 山形縣鶴岡 | 小池勝次郎 |
| 秋田市大町 | 本間金之助 |
| 新潟縣長岡 | 目黒本店 |
| 新潟縣水原町 | 西村六平 |
| 富山縣富山 | 中田書店 |
| 富山縣富山 | 大橋甚吾 |
| 富山縣富山 | 滑明堂 |
| 富山縣富山 | 守川吉兵衛 |
| 石川縣金澤 | 雲根堂 |
| 福井縣福井 | 岡崎左喜助 |
| 靜岡縣靜岡市 | 廣瀬市藏 |
| 山梨縣甲府 | 内傳書店 |
| 愛知縣名古屋 | 川瀬代助 |
| 三重縣津市 | 河島九右衛門 |
| 岐阜縣岐阜市 | 三浦源助 |
| 岐阜縣岐阜市 | 岡部利三郎 |
| 岐阜縣高山 | 升屋重兵衛 |
| 和歌山縣和歌山 | 岩橋廣三郎 |

各地方販賣所

| | |
|---------|--------|
| 滋賀縣大津市 | 澤一二郎 |
| 奈良縣奈良 | 坂田一郎 |
| 廣島縣廣島市 | 早越社 |
| 岡山縣岡山市 | 森廣社 |
| 岡山縣岡山市 | 細睦社 |
| 島根縣松江市 | 岡山三右衛門 |
| 德島縣德島 | 坂井茂吉 |
| 德島縣洲本 | 福浦文藏 |
| 愛媛縣松山 | 土肥與平 |
| 愛媛縣松山 | 向井藏三郎 |
| 香川縣高松 | 宮脇仲次郎 |
| 高知縣高知市 | 澤本駒吉 |
| 熊本縣熊本市 | 長崎次郎 |
| 熊本縣熊本市 | 一草堂 |
| 鹿兒島縣鹿兒島 | 吉田善兵衛 |
| 大分縣大分 | 山川正三郎 |
| 佐賀縣佐賀市 | 河内壯介 |
| 福岡縣久留米 | 菊竹儀平 |
| 福岡縣久留米 | 赤司平輔 |
| 福岡縣小倉 | 小柳幸三郎 |
| 福岡縣小倉 | 三浦吉造 |
| 福岡縣博多 | 中尾寛 |





210.58
N911a

(M)

001869-000-8

210.58-N911a

桜田始末

野口 勝一/著

M25

ACB-4767

